

○農林水産省告示第 号

肥料取締法の一部を改正する法律（令和元年法律第六十二号）の一部の施行に伴い、昭和二十五年六月二十日農林省告示第百七十七号（特殊肥料等を指定する件）等の一部を次のように改正する。

令和三年 月 日

農林水産大臣 野上浩太郎

第一 昭和二十五年六月二十日農林省告示第百七十七号（特殊肥料等を指定する件）の一部を次のように改正する。

二の工業用の項中「、液状窒素肥料」を削り、「液体りん酸肥料、^{よう}熔成汚泥灰けい酸りん肥」を「^{よう}熔成けい酸りん肥」に改め、「、副産りん酸肥料」を削り、「^{よう}とうもろこし浸漬液肥料」の下に「、副産肥料、液状肥料」を加え、「^{よう}熔成汚泥灰複合肥料」を「^{よう}熔成複合肥料」に改め、「副産石灰肥料」の下に「、硫酸カルシウム」を加え、「、副産苦土肥料」及び「、副産マンガン肥料、液体副産マンガン肥料」を削り、「下水汚泥肥料、し尿汚泥肥料、工業汚泥肥料、混合汚泥肥料、焼成汚泥肥料」を「汚泥肥料（腐熟させていないものに限る。）」に改める。

二の飼料用の項中「、液体りん酸肥料、副産りん酸肥料」を削り、「副産動物質肥料、副産植物質肥料」を「副産動植物質肥料」に、「食品工業、パルプ工業、発酵工業又はゼラチン工業の排水」を「主産物製造排水」に改め、「として使用するものを除く。」の下に「、副産肥料、液状肥料」を加える。

第二 昭和五十九年三月十六日農林水産省告示第六百九十六号（肥料の品質の確保等に関する法律施行令第十條の規定に基づき尿素を含有する肥料等につき農林水産大臣が定める種類を定める件）の一部を次のように改正する。

表の一の項区分の欄中「第十條第三号」を「第九條第三号」に改める。

表の二の項区分の欄中「第十條第六号」を「第九條第六号」に改め、同項農林水産大臣が定める種類の欄中「液状複合肥料」を「液状肥料（窒素、りん酸又は加里のいずれか二以上を主成分として保証する肥料に限る。）」に改める。

表の三の項区分の欄中「第十條第七号」を「第九條第七号」に改める。

表の四の項区分の欄中「第十條第八号」を「第九條第八号」に改め、同項農林水産大臣が定める種類の欄中「液体微量元素複合肥料」を「液状肥料（水溶性マンガン及び水溶性ほう素を主成分として保証する

肥料に限る。」に改める。

第三 昭和五十九年十月一日農林水産省告示第二千一号（地力増進法施行令の規定に基づき、泥炭等の品質に関する事項についての農林水産大臣の基準を定める件）の一部を次のように改正する。

表の令第二号のバークたい肥の項基準の欄中「第一条第一項第六号若しくは第七号」を「第一条の二第一号（腐熟させたものに限る。）若しくは第二号」に改める。

第四 昭和六十一年二月二十二日農林水産省告示第二百八十七号（肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第一条の二の規定に基づき肥料の用途が専ら家庭園芸用である旨の表示の方法を定める件）の一部を次のように改正する。

本則中「第一条の二第一項」を「第一条の三第一項」に改める。

第五 平成二十六年九月一日農林水産省告示第千四百四十五号（肥料の品質の確保等に関する法律施行規則別表第一号ホの規定に基づき、牛、めん羊、山羊及び鹿による牛等由来の原料を使用して生産された肥料の摂取に起因して生ずるこれらの家畜の伝達性海綿状脳症の発生を予防するための措置を行う方法を定める件）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「工業汚泥肥料（次に掲げるものに限る。）並びに当該肥料を原料として生産される混合汚泥肥料、焼成汚泥肥料及び汚泥発酵肥料並びに乾燥菌体肥料（と畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）第三条第二項に規定すると畜場（第一号において単に「と畜場」という。）の廃水を活性スラッジ法により浄化する際に得られる菌体を加熱乾燥したものに限る。）」を「汚泥肥料（次に掲げるものに限る。）」を「と畜場」という。）の廃水を活性スラッジ法により浄化する際に得られる菌体を加熱乾燥したものに限る。」

（と畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）第三条第二項に規定すると畜場（第一号において単に「と畜場」という。）の廃水を活性スラッジ法により浄化する際に得られる菌体を加熱乾燥したものに限る。）及び菌体肥料（と畜場の廃水を活性スラッジ法により浄化する際に得られる菌体を使用したものに限る。）に改め、同項第一号中「と畜場の排水処理施設から生じた汚泥を濃縮、消化、脱水又は乾燥したもの」を「と畜場の排水処理施設から生じた汚泥を原料として使用したもの」に改め、同項中第二号及び第三号を削る。

第六 令和二年十月二十七日農林水産省告示第二千八十二号（肥料の品質の確保等に関する法律第四条第二項第二号から第四号まで及び肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第十一条第八項第四号の規定に基づき、農林水産大臣が定める方法を定める件）の一部を次のように改正する。

一のイ中「規則第一条の二第一項に規定する家庭園芸用肥料」を「家庭園芸用肥料」に改める。

附 則

この告示は、肥料取締法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和三年十二月一日）から施行する。

○農林水産省告示第 号

肥料の品質の確保等に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十四号）第二条の二の規定に基づき、昭和五十九年三月十六日農林水産省告示第六百九十七号（肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第二条の二の規定に基づき植物に対する害に関する栽培試験の成績を要する肥料から除くものを指定する件）の一部を次のように改正する。

令和三年 月 日

農林水産大臣 野上浩太郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後		改正前	
区分	農林水産大臣の指定するもの	区分	農林水産大臣の指定するもの
<u>一 肥料の品質の確保等に関する法律施行規則（以下「規則」という。）</u> <u>第二条の二第一号の熔成けい酸りん肥</u>	<u>汚泥を原料に使用していないもの</u>	(新設)	(新設)
(削る)	(削る)	<u>一 肥料の品質の確保等に関する法律施行規則（以下「規則」という。）</u> <u>第二条の二第一号の副産窒素肥料</u>	<u>一 硫酸マグネシウムと硫酸アンモニウムの複塩から成るもの</u> <u>二 食品工業における発酵廃液を濃縮乾燥したもの</u> <u>三 一又は二の副産窒素肥料に規則第四条第三号に掲げる材料（以下「材料」という。）を使用したもの</u>
(削る)	(削る)	<u>二 規則第二条の二第二号の液状副産窒素肥料</u>	<u>食品工業における発酵廃液を原料とするもの</u>
(削る)	(削る)	<u>三 規則第二条の二第四号の副産りん酸肥料</u>	<u>一 獣骨を原料としてゼラチンを生産する際に副産されるもの</u> <u>二 米ぬか又はとうもろこしを原料としてイノシトールを抽出する際に副産されるもの</u>

			<p>三 一又は二の副産りん酸肥料に材料を使用したもの</p>
<p>二 規則第二条の二 第二号の乾燥菌体肥料</p>	<p>専ら昭和六十一年二月二十二日農林水産省告示第二百八十四号（肥料の品質の確保等に関する法律に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件。以下「公定規格」という。）の原料規格第一中三の項ホ又はへに掲げる原料を使用したもの</p>	<p>四 規則第二条の二 第五号の乾燥菌体肥料</p>	<p>一 培養によつて得られる菌体を加熱乾燥したものの 二 培養によつて得られる菌体から脂質を抽出したかす又は酵母から核酸を抽出したかすを乾燥したものの 三 一又は二の乾燥菌体肥料に材料を使用したもの</p>
<p>(削る)</p>	<p>(削る)</p>	<p>五 規則第二条の二 第六号の吸着複合肥料</p>	<p>一 肥料又は食品工業における発酵廃液を吸着原料に吸着させたもの 二 一の吸着複合肥料に材料を使用したもの</p>
<p>(削る)</p>	<p>(削る)</p>	<p>六 規則第二条の二 第七号の副産複合肥料</p>	<p>一 食品工業における発酵廃液を濃縮乾燥したものの 二 アブラヤシの果房から搾油のため に果実を分離したものを燃焼したものの 三 一又は二の副産複合肥料に材料を使用したもの</p>
<p>(削る)</p>	<p>(削る)</p>	<p>七 規則第二条の二 第九号の副産苦土肥料</p>	<p>一 粗製水酸化マグネシウムを粉末としたもの 二 マグネシアクリンカー副産物（軽焼マグネシアを含む。）普通鋼製鋼用転炉のドロワイトレンがさい又はフェロニツケル鉱さいを粉末としたもの</p>

三 <u>規則第二條の二 第四号の副産肥料</u>	公定規格の原料規格に掲げる原料のうち <u>植害試験の調査を受けるものとされてい るものを使用していないもの</u>	(新設)	三 <u>ドロライトれんがを生産する際に 得られるマグネシウム含有ダスト</u> 四 <u>一、二又は三の副産 苦土肥料に材 料を使用したもの</u>
四 <u>規則第二條の二 第五号の熔成複合 肥料</u>	<u>汚泥を原料に使用していないもの</u>	(新設)	(新設)

附 則

この告示は、肥料取締法の一部を改正する法律（令和元年法律第六十二号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和三年十二月一日）から施行する。

○農林水産省告示第 号

肥料の品質の確保等に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十四号）第四条第一号の規定に基づき、昭和五十九年三月十六日農林水産省告示第六百九十八号（肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第四条第一号の規定に基づき生産工程の概要の記載を要する普通肥料を指定する件）の一部を次のように改正する。

令和三年 月 日

農林水産大臣 野上浩太郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>硫酸アンモニア、硝酸石灰、アセトアルデヒド縮合尿素、イソブチルアルデヒド縮合尿素、硫酸グアニル尿素、オキサミド、硝酸アンモニアソーダ肥料、硝酸アンモニア石灰肥料、硝酸苦土肥料、腐植酸アンモニア肥料、被覆窒素肥料、グリオキサール縮合尿素、ホルムアルデヒド加工尿素肥料、メチロール尿素重合肥料、混合窒素肥料、過りん酸石灰、重過りん酸石灰、りん酸苦土肥料、熔成りん肥、焼成りん肥、被覆りん酸肥料、熔成けい酸りん肥、鉍さいりん酸肥料、加工りん酸肥料、加工鉍さいりん酸肥料、腐植酸りん肥、混合りん酸肥料、硫酸加里、硫酸加里苦土、重炭酸加里、粗製加里塩、加工苦汁加里肥料、腐植酸加里肥料、けい酸加里肥料、被覆加里肥料、液体けい酸加里肥料、熔成けい酸加里肥料、混合加里肥料、肉かす粉末、肉骨粉、蒸製てい角粉、蒸製てい角骨粉、蒸製毛粉、乾血及びその粉末、生骨粉、蒸製骨粉、蒸製皮革粉、とうもろこし</p>	<p>硫酸アンモニア、硝酸石灰、アセトアルデヒド縮合尿素、イソブチルアルデヒド縮合尿素、硫酸グアニル尿素、オキサミド、硝酸アンモニアソーダ肥料、硝酸アンモニア石灰肥料、硝酸苦土肥料、腐植酸アンモニア肥料、被覆窒素肥料、グリオキサール縮合尿素、ホルムアルデヒド加工尿素肥料、メチロール尿素重合肥料、副産窒素肥料、液状窒素肥料、混合窒素肥料、液状副産窒素肥料、過りん酸石灰、重過りん酸石灰、りん酸苦土肥料、熔成りん肥、焼成りん肥、被覆りん酸肥料、液体りん酸肥料、熔成けい酸りん肥、熔成汚泥灰、液状窒素肥料、混合窒素肥料、液状副産窒素肥料、過りん酸石灰、重過りん酸石灰、りん酸苦土肥料、熔成りん肥、焼成りん肥、被覆りん酸肥料、液体りん酸肥料、熔成けい酸りん肥、熔成汚泥灰、けい酸りん肥、鉍さいりん酸肥料、加工りん酸肥料、加工鉍さいりん酸肥料、腐植酸りん肥、副産りん酸肥料、混合りん酸肥料、硫酸加里、硫酸加里苦土、重炭酸加里、粗製加里塩、加工苦汁加里肥料、腐植酸加里肥料、けい酸加里肥料、被覆加里肥料、液体けい酸加里肥料、肉かす粉末、肉骨粉、蒸製てい角粉、蒸製てい角骨粉、蒸製毛粉、乾血及びその粉末、生骨粉、蒸製骨粉、蒸製皮革粉、とうもろこし</p>

<p>浸漬液肥料、加工家きんふん肥料、食品残さ加工肥料、混合有機質肥料（植物油かす及びその粉末の二以上を混合したものを除く。）</p>	<p>す粉末、肉骨粉、蒸製てい角粉、蒸製てい角骨粉、蒸製毛粉、乾血及びその粉末、生骨粉、蒸製骨粉、蒸製皮革粉、とうもろこし浸漬</p>
<p>、液状肥料、吸着複合肥料、家庭園芸用複合肥料、りん酸アンモニ</p>	<p>液肥料、乾燥菌体肥料、加工家きんふん肥料、魚廃物加工肥料、食</p>
<p>ア、硝酸加里、りん酸加里、りん酸マグネシウムアンモニウム、熔</p>	<p>品残さ加工肥料、副産動物質肥料、副産植物質肥料（しょう油を生</p>
<p>成複合肥料、化成肥料、混合動物排せつ物複合肥料、混合堆肥複合</p>	<p>産する際に副産されるものを除く。）混合有機質肥料（植物油か</p>
<p>肥料、成形複合肥料、被覆複合肥料、配合肥料、混合汚泥複合肥料</p>	<p>す及びその粉末の二以上を混合したものを除く。）りん酸マグネ</p>
<p>、生石灰、消石灰、炭酸カルシウム肥料、貝化石肥料、硫酸カルシ</p>	<p>シウムアンモニウム、熔成複合肥料、化成肥料、混合動物排せつ物</p>
<p>ウム、副産石灰肥料、混合石灰肥料、鉍さいけい酸質肥料、シリカ</p>	<p>複合肥料、混合堆肥複合肥料、成形複合肥料、吸着複合肥料、被覆</p>
<p>ゲル肥料、シリカヒドロゲル肥料、けい灰石肥料、軽量気泡コンク</p>	<p>複合肥料、副産複合肥料、配合肥料、液状複合肥料、熔成汚泥灰複</p>
<p>リート粉末肥料、硫酸苦土肥料、水酸化苦土肥料、酢酸苦土肥料、</p>	<p>合肥料、混合汚泥複合肥料、家庭園芸用複合肥料、生石灰、消石灰</p>
<p>炭酸苦土肥料、加工苦土肥料、腐植酸苦土肥料、リグニン苦土肥料</p>	<p>、炭酸カルシウム肥料、貝化石肥料、副産石灰肥料、混合石灰肥料</p>
<p>、被覆苦土肥料、混合苦土肥料、硫酸マンガン肥料、炭酸マンガン</p>	<p>肥料、加工マンガン肥料、鉍さいマンガン肥料、混合マンガン肥料</p>
<p>、熔成ほう素肥料、加工ほう素肥料、熔成微量元素複合肥料、混合</p>	<p>微量元素肥料</p>

肥料、鉍さいマンガン肥料、副産マンガン肥料、液体副産マンガン肥料、混合マンガン肥料、熔成^{よう}ほう素肥料、加工ほう素肥料、熔成^{よう}微量要素複合肥料、混合微量要素肥料、液体微量要素複合肥料

附 則

この告示は、肥料取締法の一部を改正する法律（令和元年法律第六十二号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和三年十二月一日）から施行する。

○農林水産省告示第 号

肥料取締法の一部を改正する法律（令和元年法律第六十二号）の一部の施行に伴い、並びに肥料の品質の確保等に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十四号）第十一条第八項ただし書及び同条第九項ただし書（同条第十項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、昭和五十九年三月十六日農林水産省告示第六百九十九号（肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第十一条第八項ただし書及び同条第九項ただし書の規定に基づき指定混合肥料の保証又は主要な成分の含有量の記載の方法の特例を定める件）の一部を次のように改正する。

令和三年 月 日

農林水産大臣 野上浩太郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p>1 肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第十一条第八項第二号に規定する指定配合肥料</p> <p>一 原料として使用した普通肥料においてアンモニア性窒素及び硝酸性窒素が保証され、かつ、窒素全量が保証されない指定配合肥料の窒素の主成分の保証については、肥料の品質の確保等に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十四号。以下「規則」という。）第十一条第八項各号の規定によりアンモニア性窒素及び硝酸性窒素を保証し、かつ、次の(一)及び(二)により求めた値を合算した値の百分の八十以上（合算した値が五未満の値の場合には百分の五十以上。以下同じ。）で、かつ、次</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p>1 肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第十一条第八項第二号に規定する指定配合肥料</p> <p>一 原料として使用した普通肥料においてアンモニア性窒素及び硝酸性窒素が保証され、かつ、窒素全量が保証されない指定配合肥料の窒素の主成分の保証については、肥料の品質の確保等に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十四号。以下「規則」という。）第十一条第八項各号の規定によりアンモニア性窒素及び硝酸性窒素を保証し、かつ、次の(一)及び(二)により求めた値を合算した値の百分の八十以上（合算した値が五未満の値の場合には百分の五十以上。以下同じ。）で、かつ、次</p>

の(三)のイ及び(四)のイの値を合算した値若しくは(三)のロ及び(四)のロの値を合算した値又は当該指定配合肥料の窒素全量の含有量(当該指定配合肥料の生産業者が当該指定配合肥料のロットごとに確認したものに限る。)を超えない範囲内の数値で同項第五号及び第六号の規定により窒素全量を保証することができるものとする。

(一)・(二) (略)

(三) 次のいずれかの値

イ (一)における当該合算した値

ロ 当該指定配合肥料の生産業者が原料として使用した普通

肥料のうちアンモニア性窒素を保証したものと当該主

成分の含有量(当該生産業者が当該普通肥料のロットごと

に確認したものに限る。)に当該普通肥料の配合割合を乗

の(三)のイ及び(四)のイの値を合算した値若しくは(三)のロ及び(四)のロの値を合算した値又は当該指定配合肥料の窒素全量の含有量(当該指定配合肥料の生産業者が当該指定配合肥料のロットごとに確認したものに限る。)を超えない範囲内の数値で同項第五号及び第六号の規定により窒素全量を保証することができるものとする。

(一)・(二) (略)

(三) 次のいずれかの値

イ (一)における当該合算した値

ロ 当該指定配合肥料の生産業者が原料として使用した普通

肥料のうちアンモニア性窒素を保証したものと当該主

成分の含有量(当該生産業者が当該普通肥料のロットごと

に確認したものに限る。)に当該普通肥料の配合割合を乗

じて得た値を合算した値

(四) 次のいずれかの値

イ (二)における当該合算した値

ロ 当該指定配合肥料の生産業者が原料として使用した普通

肥料のうち硝酸性窒素を保証したものと当該主成分の

含有量（当該生産業者が当該普通肥料のロットごとに確認

したものに限る。）に当該普通肥料の配合割合を乗じて得

た値を合算した値

二 原料として使用した普通肥料において別表の区分ごとの上欄

に掲げる主成分及び下欄に掲げる主成分が保証された指定配合

肥料の上欄に掲げる主成分の保証については、次の(一)及び(二)に

より求めた値を合算した値の百分の八十以上で、かつ、次の(三)

のイ及び(四)のイの値を合算した値若しくは(三)のロ及び(四)のロの

じて得た値を合算した値

(四) 次のいずれかの値

イ (二)における当該合算した値

ロ 当該指定配合肥料の生産業者が原料として使用した普通

肥料のうち硝酸性窒素を保証したものと当該主成分の

含有量（当該生産業者が当該普通肥料のロットごとに確認

したものに限る。）に当該普通肥料の配合割合を乗じて得

た値を合算した値

二 原料として使用した普通肥料において別表の区分ごとの上欄

に掲げる主成分及び下欄に掲げる主成分が保証された指定配合

肥料の上欄に掲げる主成分の保証については、次の(一)及び(二)に

より求めた値を合算した値の百分の八十以上で、かつ、次の(三)

のイ及び(四)のイの値を合算した値若しくは(三)のロ及び(四)のロの

値を合算した値又は当該指定配合肥料の上欄に掲げる主成分の含有量（当該指定配合肥料の生産業者が当該指定配合肥料のロットごとに確認したものに限る。）を超えない範囲内の数値で規則第十一条第八項第五号及び第六号の規定により保証するものとする。ただし、原料として使用した普通肥料においてく溶性りん酸及び可溶性りん酸が保証された指定配合肥料並びに原料として使用した普通肥料において保証された可溶性りん酸又は水溶性りん酸の非水溶化が生じた指定配合肥料（原料として使用した普通肥料において保証されたりん酸の主成分がく溶性りん酸及び水溶性りん酸又はりん酸全量、く溶性りん酸及び水溶性りん酸に限られるもの並びに原料として使用した普通肥料において可溶性りん酸及び水溶性りん酸が保証され、かつ、可溶性りん酸の非水溶化が生じないものを除く。）のく溶性りん

値を合算した値又は当該指定配合肥料の上欄に掲げる主成分の含有量（当該指定配合肥料の生産業者が当該指定配合肥料のロットごとに確認したものに限る。）を超えない範囲内の数値で規則第十一条第八項第五号及び第六号の規定により保証するものとする。ただし、原料として使用した普通肥料においてく溶性りん酸及び可溶性りん酸が保証された指定配合肥料並びに原料として使用した普通肥料において保証された可溶性りん酸又は水溶性りん酸の非水溶化が生じた指定配合肥料（原料として使用した普通肥料において保証されたりん酸の主成分がく溶性りん酸及び水溶性りん酸又はりん酸全量、く溶性りん酸及び水溶性りん酸に限られるもの並びに原料として使用した普通肥料において可溶性りん酸及び水溶性りん酸が保証され、かつ、可溶性りん酸の非水溶化が生じないものを除く。）のく溶性りん

酸又は可溶性りん酸の保証についてはこの限りでない。

(一) (略)

(二) 原料として使用した普通肥料（上欄に掲げる主成分を保証したものを除く。）のうち下欄に掲げる主成分を保証したものと下欄に掲げる主成分（1の区分の下欄に掲げる二種類の主成分を保証したものにあってはそれぞれの主成分、2、5、7又は9の区分の下欄に掲げる二種類の主成分を保証したものにあつては二種類の主成分のうち保証成分量の大きい主成分。以下同じ。）の保証成分量に当該肥料の配合割合を乗じて得た値を合算する。

(三) 次のいずれかの値

イ (一)における当該合算した値

ロ 当該指定配合肥料の生産業者が原料として使用した普通

酸又は可溶性りん酸の保証についてはこの限りでない。

(一) (略)

(二) 原料として使用した普通肥料（上欄に掲げる主成分を保証したものを除く。）のうち下欄に掲げる主成分を保証したものと下欄に掲げる主成分（1の区分の下欄に掲げる二種類の主成分を保証したものにあってはそれぞれの主成分、2、5、7又は9の区分の下欄に掲げる二種類の主成分を保証したものにあつては二種類の主成分のうち保証成分量の大きい主成分。以下同じ。）の保証成分量に当該肥料の配合割合を乗じて得た値を合算する。

(三) 次のいずれかの値

イ (一)における当該合算した値

ロ 当該指定配合肥料の生産業者が原料として使用した普通

肥料のうち上欄に掲げる主成分を保証したものと当該主成分の含有量（当該生産業者が当該普通肥料のロットごとに確認したものに限る。）に当該普通肥料の配合割合を乗じて得た値を合算した値

(四) 次のいずれかの値

イ (二)における当該合算した値

ロ 当該指定配合肥料の生産業者が原料として使用した普通肥料（上欄に掲げる主成分を保証したものを除く。）のうち下欄に掲げる主成分を保証したものごとに当該主成分の含有量（当該生産業者が当該普通肥料のロットごとに確認したものに限る。）に当該普通肥料の配合割合を乗じて得た値を合算した値

三 原料として使用した普通肥料において窒素全量及びアンモニ

肥料のうち上欄に掲げる主成分を保証したものと当該主成分の含有量（当該生産業者が当該普通肥料のロットごとに確認したものに限る。）に当該普通肥料の配合割合を乗じて得た値を合算した値

(四) 次のいずれかの値

イ (二)における当該合算した値

ロ 当該指定配合肥料の生産業者が原料として使用した普通肥料（上欄に掲げる主成分を保証したものを除く。）のうち下欄に掲げる主成分を保証したものごとに当該主成分の含有量（当該生産業者が当該普通肥料のロットごとに確認したものに限る。）に当該普通肥料の配合割合を乗じて得た値を合算した値

三 原料として使用した普通肥料において窒素全量及びアンモニ

ア性窒素若しくは硝酸性窒素又はその双方が保証された指定配合肥料の窒素全量の保証において、当該指定配合肥料の窒素全量の保証成分量とアンモニア性窒素若しくは硝酸性窒素の保証成分量又はその双方の保証成分量を合算した値のうち最も大きいものとの差が1%未満の場合は、窒素全量の保証を省略することができる。

四 原料として使用した普通肥料においてりん酸全量及びく溶性りん酸、可溶性りん酸若しくは水溶性りん酸又はこれらのうち二以上が保証された指定配合肥料のりん酸全量の保証において、当該指定配合肥料のりん酸全量の保証成分量とく溶性りん酸、可溶性りん酸又は水溶性りん酸のうち最も大きな主成分の保証成分量との差が1%未満の場合は、りん酸全量の保証を省略することができる。

ア性窒素若しくは硝酸性窒素又はその双方が保証された指定配合肥料の窒素全量の保証において、当該指定配合肥料の窒素全量の保証成分量とアンモニア性窒素若しくは硝酸性窒素の保証成分量又はその双方の保証成分量を合算した値のうち最も大きいものとの差が1%未満の場合は、窒素全量の保証を省略することができる。

四 原料として使用した普通肥料においてりん酸全量及びく溶性りん酸、可溶性りん酸若しくは水溶性りん酸又はこれらのうち二以上が保証された指定配合肥料のりん酸全量の保証において、当該指定配合肥料のりん酸全量の保証成分量とく溶性りん酸、可溶性りん酸又は水溶性りん酸のうち最も大きな主成分の保証成分量との差が1%未満の場合は、りん酸全量の保証を省略することができる。

五 原料として使用した普通肥料において加里全量及びく溶性加里若しくは水溶性加里又はその双方が保証された指定配合肥料の加里全量の保証において、当該指定配合肥料の加里全量の保証の保証成分量とく溶性加里又は水溶性加里のうち最も大きい主成分の保証成分量との差が1%未満の場合は、加里全量の保証を省略することができる。

六 原料として使用した普通肥料においてく溶性りん酸及び可溶性りん酸が保証された指定配合肥料のく溶性りん酸及び可溶性りん酸の保証については、これらのうちいずれか一を保証するものとし、く溶性りん酸を保証する場合にあつては次の(一)、(二)及び(三)により求めた値を合算した値の百分の八十以上で、かつ、次の(四)のイ、(五)のイ及び(六)のイの値を合算した値若しくは(四)のロ、(五)のロ及び(六)のロの値を合算した値又は当該指定配合肥料

五 原料として使用した普通肥料において加里全量及びく溶性加里若しくは水溶性加里又はその双方が保証された指定配合肥料の加里全量の保証において、当該指定配合肥料の加里全量の保証の保証成分量とく溶性加里又は水溶性加里のうち最も大きい主成分の保証成分量との差が1%未満の場合は、加里全量の保証を省略することができる。

六 原料として使用した普通肥料においてく溶性りん酸及び可溶性りん酸が保証された指定配合肥料のく溶性りん酸及び可溶性りん酸の保証については、く溶性りん酸を次の(一)、(二)及び(三)により求めた値を合算した値の百分の八十以上で、かつ、次の(四)のイ、(五)のイ及び(六)のイの値を合算した値若しくは(四)のロ、(五)のロ及び(六)のロの値を合算した値又は当該指定配合肥料のく溶性りん酸の含有量（当該指定配合肥料の生産業者が当該指定配

料のく溶性りん酸の含有量（当該指定配合肥料の生産業者が当該指定配合肥料のロットごとに確認したものに限り）を超えない範囲内の数値、可溶性りん酸を保証する場合にあつては次の(七)、(八)及び(九)により求めた値を合算した値の百分の八十以上で、かつ、次の(十)、(十一)及び(十二)の値を合算した値又は当該指定配合肥料の可溶性りん酸の含有量（当該指定配合肥料の生産業者が当該指定配合肥料のロットごとに確認したものに限り）を超えない範囲内の数値で規則第十一条第八項第五号及び第六号の規定により保証するものとする。

(一) 原料として使用した普通肥料のうちく溶性りん酸を保証したものと当該く溶性りん酸の保証成分量に当該肥料の配合割合を乗じて得た値を合算する。

(二) 原料として使用した普通肥料のうち可溶性りん酸を保証し

合肥料のロットごとに確認したものに限り）を超えない範囲内の数値で規則第十一条第八項第五号及び第六号の規定により保証するものとし、可溶性りん酸を保証しないものとする。

(一) 原料として使用した普通肥料のうちく溶性りん酸を保証したものと当該く溶性りん酸の保証成分量に当該肥料の配合割合を乗じて得た値を合算する。

(二) 原料として使用した普通肥料のうち可溶性りん酸を保証し

、く溶性りん酸を保証しないものごとに当該可溶性りん酸の保証成分量に当該肥料の配合割合を乗じて得た値を合算する。

- (三) 原料として使用した普通肥料のうち水溶性りん酸を保証し、く溶性りん酸及び可溶性りん酸のいずれも保証しないものごとに当該水溶性りん酸の保証成分量に当該肥料の配合割合を乗じて得た値を合算する。

(四) 次のいずれかの値

- イ (一)における当該合算した値
- ロ 当該指定配合肥料の生産業者が原料として使用した普通肥料のうちく溶性りん酸を保証したものと当該く溶性りん酸の含有量（当該生産業者が当該普通肥料のロットごとに確認したものに限る。）に当該普通肥料の配合割合を

たものごとに当該可溶性りん酸の保証成分量に当該肥料の配合割合を乗じて得た値を合算する。

- (三) 原料として使用した普通肥料のうち水溶性りん酸を保証し、く溶性りん酸及び可溶性りん酸のいずれも保証しないものごとに当該水溶性りん酸の保証成分量に当該肥料の配合割合を乗じて得た値を合算する。

(四) 次のいずれかの値

- イ (一)における当該合算した値
- ロ 当該指定配合肥料の生産業者が原料として使用した普通肥料のうちく溶性りん酸を保証したものと当該く溶性りん酸の含有量（当該生産業者が当該普通肥料のロットごとに確認したものに限る。）に当該普通肥料の配合割合を

乗じて得た値を合算した値

(五) 次のいずれかの値

イ (二)における当該合算した値

ロ 当該指定配合肥料の生産業者が原料として使用した普通

肥料のうち可溶性りん酸を保証し、く溶性りん酸を保証し

ないものごとに当該可溶性りん酸の含有量（当該生産業者

が当該普通肥料のロットごとに確認したものに限り。）に

当該普通肥料の配合割合を乗じて得た値を合算した値

(六) 次のいずれかの値

イ (三)における当該合算した値

ロ 当該指定配合肥料の生産業者が原料として使用した普通

肥料のうち、水溶性りん酸を保証し、く溶性りん酸及び可

溶性りん酸のいずれも保証しないものごとに当該水溶性り

乗じて得た値を合算した値

(五) 次のいずれかの値

イ (二)における当該合算した値

ロ 当該指定配合肥料の生産業者が原料として使用した普通

肥料のうち可溶性りん酸を保証したものに当該可溶性

りん酸の含有量（当該生産業者が当該普通肥料のロットご

とに確認したものに限り。）に当該普通肥料の配合割合を

乗じて得た値を合算した値

(六) 次のいずれかの値

イ (三)における当該合算した値

ロ 当該指定配合肥料の生産業者が原料として使用した普通

肥料のうち、水溶性りん酸を保証し、く溶性りん酸及び可

溶性りん酸のいずれも保証しないものごとに当該水溶性り

ん酸の含有量（当該生産業者が当該普通肥料のロットごとに確認したものに限り。）に当該普通肥料の配合割合を乗じて得た値を合算した値

(七) | 原料として使用した普通肥料のうち可溶性りん酸を保証した

たものごとに当該可溶性りん酸の保証分量に当該肥料の配合割合を乗じて得た値を合算する。

(八) | 原料として使用した普通肥料のうち可溶性りん酸を保証し

、可溶性りん酸を保証しないものごとに当該可溶性りん酸の保証分量に当該肥料の配合割合を乗じて得た値を合算する。

(九) | 原料として使用した普通肥料のうち水溶性りん酸を保証し

、可溶性りん酸及び可溶性りん酸のいずれも保証しないもの

ん酸の含有量（当該生産業者が当該普通肥料のロットごとに確認したものに限り。）に当該普通肥料の配合割合を乗じて得た値を合算した値

(新設)

(新設)

(新設)

ごとに当該水溶性りん酸の保証分量に当該肥料の配合割合を乗じて得た値を合算する。

(十) | 当該指定配合肥料の生産業者が原料として使用した普通肥料のうち可溶性りん酸を保証したものに当該可溶性りん

酸の含有量（当該生産業者が当該普通肥料のロットごとに確認したものに限る。）に当該普通肥料の配合割合を乗じて得た値を合算した値

(十一) | 当該指定配合肥料の生産業者が原料として使用した普通肥料のうち可溶性りん酸を保証し、可溶性りん酸を保証しない

ものごとに当該可溶性りん酸の含有量（当該生産業者が当該普通肥料のロットごとに確認したものに限る。）に当該普通肥料の配合割合を乗じて得た値を合算した値

(十二) | 当該指定配合肥料の生産業者が原料として使用した普通肥

(新設)

(新設)

(新設)

料のうち、水溶性りん酸を保証し、く溶性りん酸及び可溶性りん酸のいずれも保証しないものごとに当該水溶性りん酸の含有量（当該生産業者が当該普通肥料のロットごとに確認したものに限り。）に当該普通肥料の配合割合を乗じて得た値を合算した値

七 原料として使用した普通肥料において保証された可溶性りん酸又は水溶性りん酸の非水溶化が生じた指定配合肥料（く溶性りん酸を保証した普通肥料を原料として使用したもの並びに原料として使用した普通肥料において可溶性りん酸及び水溶性りん酸が保証され、かつ、可溶性りん酸の非水溶化が生じないものを除く。）の原料として使用した普通肥料において保証された可溶性りん酸又は水溶性りん酸の当該指定配合肥料における保証については、次の(一)及び(二)により求めた値を合算した値の

七 原料として使用した普通肥料において保証された可溶性りん酸又は水溶性りん酸の非水溶化が生じた指定配合肥料（く溶性りん酸を保証した普通肥料を原料として使用したもの並びに原料として使用した普通肥料において可溶性りん酸及び水溶性りん酸が保証され、かつ、可溶性りん酸の非水溶化が生じないものを除く。）の原料として使用した普通肥料において保証された可溶性りん酸又は水溶性りん酸の当該指定配合肥料における保証については、次の(一)及び(二)により求めた値を合算した値の

百分の八十以上で、かつ、次の(三)のイ及び(四)のイの値を合算した値若しくは(三)のロ及び(四)のロの値を合算した値又は当該指定配合肥料のく溶性りん酸の含有量(当該指定配合肥料の生産業者が当該指定配合肥料のロットごとに確認したものに限る。)

を超えない範囲内の数値で規則第十一条第八項第五号及び第六号の規定によりく溶性りん酸として保証するものとする。

(一)・(二) (略)

(三) 次のいずれかの値

イ (一)における当該合算した値

ロ 当該指定配合肥料の生産業者が原料として使用した普通

肥料のうち可溶性りん酸を保証したものと当該可溶性

りん酸の含有量(当該生産業者が当該普通肥料のロットご

とに確認したものに限る。)に当該普通肥料の配合割合を

百分の八十以上で、かつ、次の(三)のイ及び(四)のイの値を合算した値若しくは(三)のロ及び(四)のロの値を合算した値又は当該指定配合肥料のく溶性りん酸の含有量(当該指定配合肥料の生産業者が当該指定配合肥料のロットごとに確認したものに限る。)

を超えない範囲内の数値で規則第十一条第八項第五号及び第六号の規定によりく溶性りん酸として保証するものとする。

(一)・(二) (略)

(三) 次のいずれかの値

イ (一)における当該合算した値

ロ 当該指定配合肥料の生産業者が原料として使用した普通

肥料のうち可溶性りん酸を保証したものと当該可溶性

りん酸の含有量(当該生産業者が当該普通肥料のロットご

とに確認したものに限る。)に当該普通肥料の配合割合を

乗じて得た値を合算した値

(四) 次のいずれかの値

イ (二)における当該合算した値

ロ 当該指定配合肥料の生産業者が原料として使用した普通肥料のうち水溶性りん酸を保証し、可溶性りん酸を保証しないものごとに当該水溶性りん酸の含有量（当該生産業者が当該普通肥料のロットごとに確認したものに限る。）に当該普通肥料の配合割合を乗じて得た値を合算した値

八 原料として使用した普通肥料において保証された水溶性りん酸の非水溶化が生じた指定配合肥料の水溶性りん酸の保証については、当該指定配合肥料の生産業者が当該指定配合肥料のロットごとに確認した水溶性りん酸の含有量の百分の八十以上で、かつ、当該含有量を超えない範囲内の数値で規則第十一条第

乗じて得た値を合算した値

(四) 次のいずれかの値

イ (二)における当該合算した値

ロ 当該指定配合肥料の生産業者が原料として使用した普通肥料のうち水溶性りん酸を保証し、可溶性りん酸を保証しないものごとに当該水溶性りん酸の含有量（当該生産業者が当該普通肥料のロットごとに確認したものに限る。）に当該普通肥料の配合割合を乗じて得た値を合算した値

八 原料として使用した普通肥料において保証された水溶性りん酸の非水溶化が生じた指定配合肥料の水溶性りん酸の保証については、当該指定配合肥料の生産業者が当該指定配合肥料のロットごとに確認した水溶性りん酸の含有量の百分の八十以上で、かつ、当該含有量を超えない範囲内の数値で規則第十一条第

八項第五号及び第六号の規定により保証するものとする。ただし、当該指定配合肥料の生産業者が最も非水溶化が生じる条件下において当該指定配合肥料の水溶性りん酸の含有量を確認した場合には、当該含有量の百分の八十以上で、かつ、当該含有量を超えない範囲内の数値で規則第十一条第八項第五号及び第六号の規定により保証することができる。

九 原料として使用した普通肥料において保証された水溶性加里の非水溶化が生じた指定配合肥料（く溶性加里を保証した普通肥料を原料として使用したものを除く。）の原料として使用した普通肥料において保証された水溶性加里の当該指定配合肥料における保証については、当該水溶性加里の保証分量に当該肥料の配合割合を乗じて得た値を合算した値の百分の八十以上で、かつ、次のいずれかの値を超えない範囲内の数値で規則第

八項第五号及び第六号の規定により保証するものとする。ただし、当該指定配合肥料の生産業者が最も非水溶化が生じる条件下において当該指定配合肥料の水溶性りん酸の含有量を確認した場合には、当該含有量の百分の八十以上で、かつ、当該含有量を超えない範囲内の数値で規則第十一条第八項第五号及び第六号の規定により保証することができる。

九 原料として使用した普通肥料において保証された水溶性加里の非水溶化が生じた指定配合肥料（く溶性加里を保証した普通肥料を原料として使用したものを除く。）の原料として使用した普通肥料において保証された水溶性加里の当該指定配合肥料における保証については、当該水溶性加里の保証分量に当該肥料の配合割合を乗じて得た値を合算した値の百分の八十以上で、かつ、次のいずれかの値を超えない範囲内の数値で規則第

十一条第八項第五号及び第六号の規定によりく溶性加里として保証するものとする。

(一) 当該合算した値

(二) 当該指定配合肥料の生産業者が原料として使用した普通肥料の水溶性加里の含有量（当該生産業者が当該普通肥料のロットごとに確認したものに限り。）に当該普通肥料の配合割合を乗じて得た値を合算した値

(三) 当該指定配合肥料のく溶性加里の含有量（当該指定配合肥料の生産業者が当該指定配合肥料のロットごとに確認したものに限り。）

十 原料として使用した普通肥料において保証された水溶性加里の非水溶化が生じた指定配合肥料の水溶性加里の保証については、第八号の規定を準用する。この場合において「水溶性りん

十一条第八項第五号及び第六号の規定によりく溶性加里として保証するものとする。

(一) 当該合算した値

(二) 当該指定配合肥料の生産業者が原料として使用した普通肥料の水溶性加里の含有量（当該生産業者が当該普通肥料のロットごとに確認したものに限り。）に当該普通肥料の配合割合を乗じて得た値を合算した値

(三) 当該指定配合肥料のく溶性加里の含有量（当該指定配合肥料の生産業者が当該指定配合肥料のロットごとに確認したものに限り。）

十 原料として使用した普通肥料において保証された水溶性加里の非水溶化が生じた指定配合肥料の水溶性加里の保証については、第八号の規定を準用する。この場合において「水溶性りん

酸」とあるのは「水溶性加里」と読み替えるものとする。

十一 アルカリ分を保証した普通肥料に水酸化苦土肥料、炭酸苦土肥料又は副産肥料（専ら苦土含有物を原料として使用したものであつて、く溶性苦土又は可溶性苦土を保証し、アルカリ分を保証しないものに限る。以下同じ。）を配合した指定配合肥料（アルカリ分を保証した普通肥料、水酸化苦土肥料、炭酸苦土肥料及び副産肥料以外の普通肥料を配合したものを除く。）のアルカリ分の保証については、次の(一)、(二)、(三)及び(四)により求めた値を合算した値の百分の八十以上で、かつ、次の(五)のイ、(六)のイ、(七)のイ及び(八)のイの値を合算した値若しくは(五)のロ、(六)のロ、(七)のロ及び(八)のロの値を合算した値又は当該指定配合肥料のアルカリ分の含有量（当該指定配合肥料の生産業者が当該指定配合肥料のロットごとに確認したものに限り。）を超

酸」とあるのは「水溶性加里」と読み替えるものとする。

十一 アルカリ分を保証した普通肥料に水酸化苦土肥料、炭酸苦土肥料又は副産苦土肥料を配合した指定配合肥料（アルカリ分を保証した普通肥料、水酸化苦土肥料、炭酸苦土肥料及び副産苦土肥料以外の普通肥料を配合したものを除く。）のアルカリ分の保証については、次の(一)、(二)、(三)及び(四)により求めた値を合算した値の百分の八十以上で、かつ、次の(五)のイ、(六)のイ、(七)のイ及び(八)のイの値を合算した値若しくは(五)のロ、(六)のロ、(七)のロ及び(八)のロの値を合算した値又は当該指定配合肥料のアルカリ分の含有量（当該指定配合肥料の生産業者が当該指定配合肥料のロットごとに確認したものに限り。）を超えない範囲内の数値で規則第十一条第八項第五号及び第六号の規定により保証するものとする。

えない範囲内の数値で規則第十一条第八項第五号及び第六号の規定により保証するものとする。

(一) 原料として使用した普通肥料のうちアルカリ分を保証したものとに当該アルカリ分の保証分量に当該肥料の配合割合を乗じて得た値を合算する。

(二) 水酸化苦土肥料を原料として使用した場合には、当該肥料ごとに当該肥料のく溶性苦土の保証分量に当該肥料の配合割合を乗じて得た値を合算した値に一・三九を乗ずる。

(三) 炭酸苦土肥料を原料として使用した場合には、当該肥料ごとに当該肥料のく溶性苦土の保証分量に当該肥料の配合割合を乗じて得た値を合算した値に一・三九を乗ずる。

(四) 副産肥料を原料として使用した場合には、当該肥料ごとに当該肥料のく溶性苦土（可溶性苦土を保証しない場合には、

(一) 原料として使用した普通肥料のうちアルカリ分を保証したものとに当該アルカリ分の保証分量に当該肥料の配合割合を乗じて得た値を合算する。

(二) 水酸化苦土肥料を原料として使用した場合には、当該肥料ごとに当該肥料のく溶性苦土の保証分量に当該肥料の配合割合を乗じて得た値を合算した値に一・三九を乗ずる。

(三) 炭酸苦土肥料を原料として使用した場合には、当該肥料ごとに当該肥料のく溶性苦土の保証分量に当該肥料の配合割合を乗じて得た値を合算した値に一・三九を乗ずる。

(四) 副産苦土肥料を原料として使用した場合には、当該肥料ごとに当該肥料のく溶性苦土（可溶性苦土及びく溶性苦土を保

く溶性苦土）の保証成分量に当該肥料の配合割合を乗じて得た値を合算した値に一・三九を乗ずる。

(五) 次のいずれかの値

イ (一)における当該合算した値

ロ 当該指定配合肥料の生産業者が原料として使用した普通肥料のうちアルカリ分を保証したものと当該アルカリ分の含有量（当該生産業者が当該普通肥料のロットごとに確認したものに限る。）に当該普通肥料の配合割合を乗じて得た値を合算した値

(六) 次のいずれかの値

イ (二)における当該計算した値

ロ 当該指定配合肥料の生産業者が水酸化苦土肥料を原料として使用した場合には、当該普通肥料ごとにく溶性苦土の含

証する場合には、可溶性苦土）の保証成分量に当該肥料の配合割合を乗じて得た値を合算した値に一・三九を乗ずる。

(五) 次のいずれかの値

イ (一)における当該合算した値

ロ 当該指定配合肥料の生産業者が原料として使用した普通肥料のうちアルカリ分を保証したものと当該アルカリ分の含有量（当該生産業者が当該普通肥料のロットごとに確認したものに限る。）に当該普通肥料の配合割合を乗じて得た値を合算した値

(六) 次のいずれかの値

イ (二)における当該計算した値

ロ 当該指定配合肥料の生産業者が水酸化苦土肥料を原料として使用した場合には、当該普通肥料ごとにく溶性苦土の

有量（当該生産業者が当該普通肥料のロットごとに確認したものに限り。）に当該普通肥料の配合割合を乗じて得た値を合算した値に一・三九を乗じた値

(七) 次のいずれかの値

イ (三)における当該計算した値

ロ 当該指定配合肥料の生産業者が炭酸苦土肥料を原料として使用した場合には、当該普通肥料ごとく溶性苦土の含有量（当該生産業者が当該普通肥料のロットごとに確認したものに限り。）に当該普通肥料の配合割合を乗じて得た値を合算した値に一・三九を乗じた値

(八) 次のいずれかの値

イ (四)における当該計算した値

ロ 当該指定配合肥料の生産業者が副産肥料を原料として使

含有量（当該生産業者が当該普通肥料のロットごとに確認したものに限り。）に当該普通肥料の配合割合を乗じて得た値を合算した値に一・三九を乗じた値

(七) 次のいずれかの値

イ (三)における当該計算した値

ロ 当該指定配合肥料の生産業者が炭酸苦土肥料を原料として使用した場合には、当該普通肥料ごとく溶性苦土の含有量（当該生産業者が当該普通肥料のロットごとに確認したものに限り。）に当該普通肥料の配合割合を乗じて得た値を合算した値に一・三九を乗じた値

(八) 次のいずれかの値

イ (四)における当該計算した値

ロ 当該指定配合肥料の生産業者が副産苦土肥料を原料とし

用した場合には、当該普通肥料ごとに可溶性苦土（可溶性苦土を保証しない場合には、く溶性苦土）の含有量（当該生産業者が当該普通肥料のロットごとに確認したものに限り。）に当該普通肥料の配合割合を乗じて得た値を合算した値に一・三九を乗じた値

十二 原料として使用した普通肥料においてアルカリ分及び可溶性石灰、く溶性石灰又は水溶性石灰（以下「有効石灰」という。）が保証された指定配合肥料のアルカリ分及び有効石灰の保証については、アルカリ分又は有効石灰のいずれか一（肥料の品質の確保等に関する法律施行規則別表第一号ニ及び第二号の規定に基づき、令和二年十一月五日農林水産省告示第二千五百十九号（肥料の品質の確保等に関する法律施行規則別表第一号ニ及び第二号の規定に基づき、化学的变化により品質が低下す

て使用した場合には、当該普通肥料ごとにく溶性苦土（可溶性苦土及びく溶性苦土を保証する場合には、可溶性苦土）の含有量（当該生産業者が当該普通肥料のロットごとに確認したものに限り。）に当該普通肥料の配合割合を乗じて得た値を合算した値に一・三九を乗じた値

（新設）

るおそれがないものとして農林水産大臣が定める要件を定める
件）に規定する要件を満たすものにあつては、有効石灰）を保
証するものとし、アルカリ分を保証する場合にあつては原料と
して使用した普通肥料のうちアルカリ分を保証したものごとに
当該主成分の保証成分量に当該肥料の配合割合を乗じて得た値
を合算した値の百分の八十以上で、かつ、当該合算した値又は
次の（一）の値を超えない範囲内の数値（水酸化苦土肥料、炭酸苦
土肥料又は副産肥料を配合した指定配合肥料（アルカリ分を保
証した普通肥料、水酸化苦土肥料、炭酸苦土肥料及び副産肥料
以外の普通肥料を配合したものを除く。）にあつては、第十一
号の（一）、（二）、（三）及び（四）により求めた値を合算した値の百分の八
十以上で、かつ、第十一号の（五）のイ、（六）のイ、（七）のイ及び（八）
のイの値を合算した値又は次の（一）並びに（六）のロ、（七）のロ及び（八）の

口の値を合算した値を超えない範囲内の数値)、有効石灰を保証する場合にあつては原料として使用した普通肥料のうち有効石灰を保証したものとに当該主成分の保証成分量に当該普通肥料の配合割合を乗じて得た値を合算した値の百分の八十以上(合算した値が五未満の値の場合には百分の五十以上)で、かつ、当該合算した値、次の(二)の値又は当該指定配合肥料の有効石灰の含有量(当該指定配合肥料の生産業者が当該指定配合肥料のロットごとに確認したものに限る。)を超えない範囲内の数値で規則第十一条第八項第五号及び第六号の規定により保証するものとする。

(一) 当該指定配合肥料の生産業者が当該指定配合肥料の原料として使用した普通肥料(アルカリ分を保証したものに限る。)

(二) のアルカリ分の含有量(当該生産業者が当該普通肥料の口

ットごとに確認したものに限る。)に、当該普通肥料の配合割合を乗じて得た値を合算した値

(二) 当該指定配合肥料の生産業者が当該指定配合肥料の原料として使用した普通肥料の有効石灰の含有量(当該生産業者が当該普通肥料のロットごとに確認したものに限る。)に、当該普通肥料の配合割合を乗じて得た値を合算した値

十三 原料として使用した普通肥料において保証された水溶性石灰の非水溶化が生じた指定配合肥料の水溶性石灰の保証については、第八号の規定を準用する。この場合において「水溶性りん酸」とあるのは「水溶性石灰」と読み替えるものとする。

十四 原料として使用した普通肥料において保証された水溶性苦土の非水溶化が生じた指定配合肥料(可溶性苦土又は可溶性苦土を保証した普通肥料を原料として使用したものを除く。)の

(新設)

十二 原料として使用した普通肥料において保証された水溶性苦土の非水溶化が生じた指定配合肥料(可溶性苦土又は可溶性苦土を保証した普通肥料を原料として使用したものを除く。)の

原料として使用した普通肥料において保証された水溶性苦土の当該指定配合肥料における保証については、当該水溶性苦土の保証成分量に当該肥料の配合割合を乗じて得た値を合算した値の百分の八十以上で、かつ、次のいずれかの値を超えない範囲内の数値で規則第十一条第八項第五号及び第六号の規定により水溶性苦土として保証するものとする。

(一) 当該合算した値

(二) 当該指定配合肥料の生産業者が原料として使用した普通肥料の水溶性苦土の含有量（当該生産業者が当該普通肥料のロットごとに確認したものに限る。）に当該普通肥料の配合割合を乗じて得た値を合算した値

(三) 当該指定配合肥料の水溶性苦土の含有量（当該指定配合肥料の生産業者が当該指定配合肥料のロットごとに確認したも

原料として使用した普通肥料において保証された水溶性苦土の当該指定配合肥料における保証については、当該水溶性苦土の保証成分量に当該肥料の配合割合を乗じて得た値を合算した値の百分の八十以上で、かつ、次のいずれかの値を超えない範囲内の数値で規則第十一条第八項第五号及び第六号の規定により水溶性苦土として保証するものとする。

(一) 当該合算した値

(二) 当該指定配合肥料の生産業者が原料として使用した普通肥料の水溶性苦土の含有量（当該生産業者が当該普通肥料のロットごとに確認したものに限る。）に当該普通肥料の配合割合を乗じて得た値を合算した値

(三) 当該指定配合肥料の水溶性苦土の含有量（当該指定配合肥料の生産業者が当該指定配合肥料のロットごとに確認したも

のに限る。)

十五 原料として使用した普通肥料において保証された水溶性苦土の非水溶化が生じた指定配合肥料の水溶性苦土の保証については、第八号の規定を準用する。この場合において「水溶性りん酸」とあるのは「水溶性苦土」と読み替えるものとする。

十六 原料として使用した普通肥料において保証された水溶性マンガンの非水溶化が生じた指定配合肥料（可溶性マンガンを又は可溶性マンガンを保証した普通肥料を原料として使用したものを除く。）の原料として使用した普通肥料において保証された水溶性マンガンの当該指定配合肥料における保証については、当該水溶性マンガンの保証成分量に当該肥料の配合割合を乗じて得た値を合算した値の百分の八十以上で、かつ、次のいずれかの値を超えない範囲内の数値で規則第十一条第八項第五号及

のに限る。)

十三 原料として使用した普通肥料において保証された水溶性苦土の非水溶化が生じた指定配合肥料の水溶性苦土の保証については、第八号の規定を準用する。この場合において「水溶性りん酸」とあるのは「水溶性苦土」と読み替えるものとする。

十四 原料として使用した普通肥料において保証された水溶性マンガンの非水溶化が生じた指定配合肥料（可溶性マンガンを又は可溶性マンガンを保証した普通肥料を原料として使用したものを除く。）の原料として使用した普通肥料において保証された水溶性マンガンの当該指定配合肥料における保証については、当該水溶性マンガンの保証成分量に当該肥料の配合割合を乗じて得た値を合算した値の百分の八十以上で、かつ、次のいずれかの値を超えない範囲内の数値で規則第十一条第八項第五号及

び第六号の規定によりく溶性マンガンを保証するものとす
る。

(一) 当該合算した値

(二) 当該指定配合肥料の生産業者が原料として使用した普通肥
料の水溶性マンガンの含有量（当該生産業者が当該普通肥料
のロットごとに確認したものに限り。）に当該普通肥料の配
合割合を乗じて得た値を合算した値

(三) 当該指定配合肥料のく溶性マンガンの含有量（当該指定配
合肥料の生産業者が当該指定配合肥料のロットごとに確認し
たものに限り。）

十七 原料として使用した普通肥料において保証された水溶性マ
ンガンの非水溶化が生じた指定配合肥料の水溶性マンガンの保
証については、第八号の規定を準用する。この場合において「

び第六号の規定によりく溶性マンガンを保証するものとす
る。

(一) 当該合算した値

(二) 当該指定配合肥料の生産業者が原料として使用した普通肥
料の水溶性マンガンの含有量（当該生産業者が当該普通肥料
のロットごとに確認したものに限り。）に当該普通肥料の配
合割合を乗じて得た値を合算した値

(三) 当該指定配合肥料のく溶性マンガンの含有量（当該指定配
合肥料の生産業者が当該指定配合肥料のロットごとに確認し
たものに限り。）

十五 原料として使用した普通肥料において保証された水溶性マ
ンガンの非水溶化が生じた指定配合肥料の水溶性マンガンの保
証については、第八号の規定を準用する。この場合において「

水溶性りん酸」とあるのは「水溶性マンガ」読み替えるものとする。

2 前項の規定は、規則第十一条第八項第四号に規定する指定化成肥料の保証の方法について準用する。この場合において、これらの規定中「指定配合肥料」とあるのは「指定化成肥料」と、第一号中「次の(三)のイ及び(四)のイの値を合算した値若しくは(三)のロ及び(四)のロの値を合算した値又は当該指定配合肥料の窒素全量の含有量」とあるのは「当該指定化成肥料の窒素全量の含有量」と、第二号中「次の(三)のイ及び(四)のイの値を合算した値若しくは(三)のロ及び(四)のロの値を合算した値又は当該指定配合肥料の上欄に掲げる主成分の含有量」とあるのは「当該指定化成肥料の上欄に掲げる主成分の含有量」と、第六号中「次の(四)のイ、(五)のイ及び(六)のイの値を合算した値若しくは(四)のロ、(五)のロ及び(六)のロの値を

水溶性りん酸」とあるのは「水溶性マンガ」読み替えるものとする。

2 前項の規定は、規則第十一条第八項第四号に規定する指定化成肥料の保証の方法について準用する。この場合において、これらの規定中「指定配合肥料」とあるのは「指定化成肥料」と、第一号中「次の(三)のイ及び(四)のイの値を合算した値若しくは(三)のロ及び(四)のロの値を合算した値又は当該指定配合肥料の窒素全量の含有量」とあるのは「当該指定化成肥料の窒素全量の含有量」と、第二号中「次の(三)のイ及び(四)のイの値を合算した値若しくは(三)のロ及び(四)のロの値を合算した値又は当該指定配合肥料の上欄に掲げる主成分の含有量」とあるのは「当該指定化成肥料の上欄に掲げる主成分の含有量」と、第六号中「次の(四)のイ、(五)のイ及び(六)のイの値を合算した値若しくは(四)のロ、(五)のロ及び(六)のロの値を

合算した値又は当該指定配合肥料のく溶性りん酸の含有量」とあるのは「当該指定化成肥料のく溶性りん酸の含有量」と、「次の(十)及び(十一)及び(十二)の値を合算した値又は当該指定配合肥料のく溶性りん酸の含有量」とあるのは「当該指定化成肥料のく溶性りん酸の含有量」と、第七号中「次の(三)のイ及び(四)のイの値を合算した値若しくは(三)のロ及び(四)のロの値を合算した値又は当該指定配合肥料のく溶性りん酸の含有量」とあるのは「当該指定化成肥料のく溶性りん酸の含有量」と、第九号中「次のいずれかの値」とあるのは「当該指定化成肥料のく溶性加里の含有量（当該指定化成肥料の生産業者が当該指定化成肥料のロットごとに確認したものに限る。）」と、第十一号中「次の(五)のイ、(六)のイ、(七)のイ及び(八)のイの値を合算した値若しくは(五)のロ、(六)のロ、(七)のロ及び(八)のロの値を合算した値又は当該指定配合肥料のアルカリ分の含有量

合算した値又は当該指定配合肥料のく溶性りん酸の含有量」とあるのは「当該指定化成肥料のく溶性りん酸の含有量」と、第七号中「次の(三)のイ及び(四)のイの値を合算した値若しくは(三)のロ及び(四)のロの値を合算した値又は当該指定配合肥料のく溶性りん酸の含有量」とあるのは「当該指定化成肥料のく溶性りん酸の含有量」と、第九号中「次のいずれかの値」とあるのは「当該指定化成肥料のく溶性加里の含有量（当該指定化成肥料の生産業者が当該指定化成肥料のロットごとに確認したものに限る。）」と、第十一号中「次の(五)のイ、(六)のイ、(七)のイ及び(八)のイの値を合算した値若しくは(五)のロ、(六)のロ、(七)のロ及び(八)のロの値を合算した値又は当該指定配合肥料のアルカリ分の含有量」とあるのは「当該指定化成肥料のアルカリ分の含有量」と、第十二号中「次のいずれかの値」とあるのは「当該指定化成肥料のく溶性苦土の含有量

「とあるのは「当該指定化成肥料のアルカリ分の含有量」と、第十二号中「アルカリ分又は有効石灰のいずれか一（肥料の品質の確保等に関する法律施行規則別表第一号ニ及び第二号の規定に基づき、令和二年十一月五日農林水産省告示第二千五百五十九号（肥料の品質の確保等に関する法律施行規則別表第一号ニ及び第二号の規定に基づき、化学的変化により品質が低下するおそれがないものとして農林水産大臣が定める要件を定める件）に規定する要件を満たすものにあつては、有効石灰）」とあるのは「有効石灰」と、
「と、
「アルカリ分を保証する場合には原料として使用した普通肥料のうちアルカリ分を保証したものごとに当該主成分の保証分量に当該肥料の配合割合を乗じて得た値を合算した値の百分の八十以上で、かつ、当該合算した値又は次の（一）の値を超えない範囲内の数値（水酸化苦土肥料、炭酸苦土肥料又は副産肥料

（当該指定化成肥料の生産業者が当該指定化成肥料のロットごとに確認したものに限る。）」と、第十四号中「次のいずれかの値」とあるのは「当該指定化成肥料のく溶性マンガンの含有量（当該指定化成肥料の生産業者が当該指定化成肥料のロットごとに確認したものに限る。）」と読み替えるものとする。

を配合した指定配合肥料（アルカリ分を保證した普通肥料、水酸化苦土肥料、炭酸苦土肥料及び副産肥料以外の普通肥料を配合したものを除く。）にあつては、第十一号の（一）、（二）、（三）及び（四）により求めた値を合算した値の百分の八十以上で、かつ、第十一号の（五）のイ、（六）のイ、（七）のイ及び（八）のイの値を合算した値又は次の（一）並びに（六）のロ、（七）のロ及び（八）のロの値を合算した値を超えない範囲内の数値）、有効石灰を保證する場合にあつては原料として」とあるのは「原料として」と、「当該合算した値、次の（二）の値又は当該指定配合肥料の有効石灰の含有量（当該指定配合肥料の生産業者が当該指定配合肥料のロットごとに確認したものに限る。）（一）とあるのは「当該指定化成肥料の有効石灰の含有量（当該指定配合肥料の生産業者が当該指定配合肥料のロットごとに確認したものに限る。）（一）と、第十四号中「次のいずれかの値」とある

のは「当該指定化成肥料のく溶性苦土の含有量（当該指定化成肥料の生産業者が当該指定化成肥料のロットごとに確認したものに
限る。）」と、第十六号中「次のいずれかの値」とあるのは「当該指定化成肥料のく溶性マンガンの含有量（当該指定化成肥料の生産業者が当該指定化成肥料のロットごとに確認したものに
限る。）と読み替えるものとする。

3 規則第十一条第九項に規定する特殊肥料等入り指定混合肥料

一 原料として使用した肥料においてく溶性りん酸及び可溶性りん酸が保証され、又はこれらの含有量が記載された特殊肥料等入り指定混合肥料の当該主成分の記載については、これらのうちいずれか一の含有量を記載するものとする。

二 原料として使用した肥料において窒素全量及びアンモニウム性

3 規則第十一条第九項に規定する特殊肥料等入り指定混合肥料

一 原料として使用した肥料においてく溶性りん酸及び可溶性りん酸が保証され、又はこれらの含有量が記載された特殊肥料等入り指定混合肥料の当該主要な成分の記載については、く溶性りん酸の含有量を記載するものとし、可溶性りん酸の含有量を記載しないものとする。

二 原料として使用した肥料において窒素全量及びアンモニウム性

窒素若しくは硝酸性窒素若しくはその双方が保証され、又はこれらの含有量が記載された特殊肥料等入り指定混合肥料の窒素全量の記載については、当該特殊肥料等入り指定混合肥料の窒素全量の含有量とアンモニア性窒素若しくは硝酸性窒素の含有量又はその双方の含有量を合算した値のうち最も大きいものの差が1%未満の場合は、窒素全量の記載を省略することができる。

三 原料として使用した肥料においてりん酸全量及び可溶性りん酸、可溶性りん酸若しくは水溶性りん酸若しくはこれらのうち二以上が保証され、又はこれらの含有量が記載された特殊肥料等入り指定混合肥料のりん酸全量の記載については、当該特殊肥料等入り指定混合肥料のりん酸全量の含有量と可溶性りん酸、可溶性りん酸又は水溶性りん酸の含有量のうち最も大きいも

窒素若しくは硝酸性窒素若しくはその双方が保証され、又はこれらの含有量が記載された特殊肥料等入り指定混合肥料の窒素全量の記載については、当該特殊肥料等入り指定混合肥料の窒素全量の含有量とアンモニア性窒素若しくは硝酸性窒素の含有量又はその双方の含有量を合算した値のうち最も大きいものの差が1%未満の場合は、窒素全量の記載を省略することができる。

三 原料として使用した肥料においてりん酸全量及び可溶性りん酸、可溶性りん酸若しくは水溶性りん酸若しくはこれらのうち二以上が保証され、又はこれらの含有量が記載された特殊肥料等入り指定混合肥料のりん酸全量の記載については、当該特殊肥料等入り指定混合肥料のりん酸全量の含有量と可溶性りん酸、可溶性りん酸又は水溶性りん酸の含有量のうち最も大きいも

のとの差が1%未満の場合は、りん酸全量の記載を省略することができるとができる。

四 原料として使用した肥料において加里全量及びく溶性加里、水溶性加里若しくはその双方が保証され、又はこれらの含有量が記載された特殊肥料等入り指定混合肥料の加里全量の記載については、当該特殊肥料等入り指定混合肥料の加里全量の含有量とく溶性加里又は水溶性加里のうち最も大きいものとの差が1%未満の場合は、加里全量の記載を省略することができる。

五 原料として使用した肥料において保証され、又は含有量が記載された可溶性りん酸又は水溶性りん酸の非水溶化が生じた特殊肥料等入り指定混合肥料（く溶性りん酸が保証され、又はその含有量が表示された肥料を原料として使用したもの並びに原料として使用した肥料において可溶性りん酸及び水溶性りん酸

のとの差が1%未満の場合は、りん酸全量の記載を省略することができるとができる。

四 原料として使用した肥料において加里全量及びく溶性加里、水溶性加里若しくはその双方が保証され、又はこれらの含有量が記載された特殊肥料等入り指定混合肥料の加里全量の記載については、当該特殊肥料等入り指定混合肥料の加里全量の含有量とく溶性加里又は水溶性加里のうち最も大きいものとの差が1%未満の場合は、加里全量の記載を省略することができる。

五 原料として使用した肥料において保証され、又は含有量が記載された可溶性りん酸又は水溶性りん酸の非水溶化が生じた特殊肥料等入り指定混合肥料（く溶性りん酸が保証され、又はその含有量が表示された肥料を原料として使用したもの並びに原料として使用した肥料において可溶性りん酸及び水溶性りん酸

が保証され、又はその含有量が記載され、かつ、可溶性りん酸の非水溶化が生じないものを除く。)の原料として使用した肥料において保証され、又は含有量が記載された可溶性りん酸又は水溶性りん酸の当該特殊肥料等入り指定混合肥料における記載については、く溶性りん酸の含有量を記載するものとする。

六 原料として使用した肥料において保証され、又は含有量が記載された水溶性加里の非水溶化が生じた特殊肥料等入り指定混合肥料(く溶性加里を保証され、又はその含有量が表示された肥料を原料として使用したものを除く。)の原料として使用した肥料において保証され、又は含有量が記載された水溶性加里の当該特殊肥料等入り指定混合肥料における当該主成分の記載については、く溶性加里の含有量を記載するものとする。

七 原料として使用した肥料においてアルカリ分及び有効石灰が

が保証され、又はその含有量が記載され、かつ、可溶性りん酸の非水溶化が生じないものを除く。)の原料として使用した肥料において保証され、又は含有量が記載された可溶性りん酸又は水溶性りん酸の当該特殊肥料等入り指定混合肥料における記載については、く溶性りん酸の含有量を記載するものとする。

六 原料として使用した肥料において保証され、又は含有量が記載された水溶性加里の非水溶化が生じた特殊肥料等入り指定混合肥料(く溶性加里を保証され、又はその含有量が表示された肥料を原料として使用したものを除く。)の原料として使用した肥料において保証され、又は含有量が記載された水溶性加里の当該特殊肥料等入り指定混合肥料における当該主要成分の記載については、く溶性加里の含有量を記載するものとする。

(新設)

保証され、又は含有量が記載された特殊肥料等入り指定混合肥料のアルカリ分及び有効石灰の記載については、有効石灰の含有量を記載するものとし、アルカリ分の含有量を記載しないものとする。

八| 原料として使用した肥料において保証され、又は含有量が記載された水溶性苦土の非水溶化が生じた特殊肥料等入り指定混合肥料（可溶性苦土又はく溶性苦土が保証され、又はその含有量が表示された肥料を原料として使用したものを除く。）の原料として使用した肥料において保証され、又は含有量が記載された水溶性苦土の当該特殊肥料等入り指定混合肥料における当該主成分の記載については、く溶性苦土の含有量を記載するものとする。

九| 原料として使用した肥料において保証され、又は含有量が記

七| 原料として使用した肥料において保証され、又は含有量が記載された水溶性苦土の非水溶化が生じた特殊肥料等入り指定混合肥料（可溶性苦土又はく溶性苦土が保証され、又はその含有量が表示された肥料を原料として使用したものを除く。）の原料として使用した肥料において保証され、又は含有量が記載された水溶性苦土の当該特殊肥料等入り指定混合肥料における当該主要な成分の記載については、く溶性苦土の含有量を記載するものとする。

八| 原料として使用した肥料において保証され、又は含有量が記

載された水溶性マンガンの非水溶化が生じた特殊肥料等入り指定混合肥料（可溶性マンガンは又はく溶性マンガンを保証され、又はその含有量が表示された肥料を原料として使用したものを除く。）の原料として使用した肥料において保証され、又は含有量が記載された水溶性マンガンの当該特殊肥料等入り指定混合肥料における当該主成分の記載については、く溶性マンガンの含有量を記載するものとする。

4 前項の規定は、規則第十一条第十項に規定する土壤改良資材入り指定混合肥料の主成分の含有量の記載の方法について準用する。この場合において、これらの規定中「特殊肥料等入り指定混合肥料」とあるのは「土壤改良資材入り指定混合肥料」と読み替えるものとする。

附 主成分の定量方法及び量の算出は、独立行政法人農林水産消費

載された水溶性マンガンの非水溶化が生じた特殊肥料等入り指定混合肥料（可溶性マンガンは又はく溶性マンガンを保証され、又はその含有量が表示された肥料を原料として使用したものを除く。）の原料として使用した肥料において保証され、又は含有量が記載された水溶性マンガンの当該特殊肥料等入り指定混合肥料における当該主要成分の記載については、く溶性マンガンの含有量を記載するものとする。

4 前項の規定は、規則第十一条第十項に規定する土壤改良資材入り指定混合肥料の主要成分の含有量の記載の方法について準用する。この場合において、これらの規定中「特殊肥料等入り指定混合肥料」とあるのは「土壤改良資材入り指定混合肥料」と読み替えるものとする。

附 主成分及び主要成分の定量方法及び量の算出は、独立行政法

安全技術センターが定める肥料等試験法によるものとする。

別表
(略)

人農林水産消費安全技術センターが定める肥料等試験法によるものとする。

別表
(略)

附 則

1 この告示は、肥料取締法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和三年十月一日）から施行する。

2 この告示の施行の際現に肥料取締法の一部を改正する法律による改正前の肥料取締法第四条各項の規定による登録を受けている普通肥料であつて、肥料の品質の確保等に関する法律第四条第二項第二号から第四号までに掲げる普通肥料に使用されるものに係るこの告示による改正後の昭和五十九年三月十六日農林水産省告示第六百九十九号（肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第十一条第八項ただし書及び同条第九項ただし書の規定に基づき指定混合肥料の保証又は主成分の含有量の記載の方法の特例を定める件）第一項第十一号（同告示第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、原料として使用する普通肥料がその登録の更新を受けるまでは、なお従前の例による。

○農林水産省告示第 号

肥料取締法の一部を改正する法律（令和元年法律第六十二号）の一部の施行に伴い、並びに肥料の品質の確保等に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十四号）第十一条の二第一項、第二項、第三項及び第四項の規定に基づき、昭和五十九年三月十六日農林水産省告示第七百号（肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第十一条の二第一項、第二項、第三項及び第四項の規定に基づき普通肥料の原料の種類等の保証票への記載に関する事項を定める件）の一部を次のように改正する。

令和三年 月 日

農林水産大臣 野上浩太郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>1 原料の種類又は配合の割合等の記載</p> <p>(1) 保証票に原料の種類又は配合の割合を記載する普通肥料肥料の品質の確保等に関する法律施行規則（昭和25年農林省令第64号。以下「規則」という。）第11条の2第2項第1号の保証票に原料の種類又は配合の割合を記載する普通肥料は、次に掲げる普通肥料とする。</p> <p>イ 指定配合肥料及び指定化成肥料（家庭園芸用肥料を除く。）</p> <p>ロ 窒素全量を保証した普通肥料（別表第1に掲げるものを除く。）</p> <p>ハ <u>規則第1条の2第1号及び第2号</u>に掲げる普通肥料</p> <p>ニ 特殊肥料等入り指定混合肥料及び土壌改良資材入り指定混合肥料</p> <p>ホ <u>別表第2に掲げる普通肥料（家庭園芸用肥料を除く。）</u></p> <p>(2) 保証票に原料の種類又は配合の割合等を記載する方法等</p> <p>(1)に規定する普通肥料について、規則第11条の2第1項、第3項及び第4項の保証票に肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号。以下「法」という。）第17条第1項第12号及び第13号（法第33条の2第6項において準用する場合を含む。）に掲げる事項及び原料の種類又は配合の割合を記載する方法、原料の種類又は配合の割合並びにウエブサイトのアドレスにより記載する方法は、次に規定するとおりとする。</p> <p>イ (1)のイに該当する普通肥料</p> <p>(イ)～(ニ) (略)</p> <p>記載例 1・2 (略)</p> <p>記載例 3 ウエブ表示を行う場合（統合表示名称を記載しない場合）</p>	<p>1 原料の種類又は配合の割合等の記載</p> <p>(1) 保証票に原料の種類又は配合の割合を記載する普通肥料肥料の品質の確保等に関する法律施行規則（昭和25年農林省令第64号。以下「規則」という。）第11条の2第2項第1号の保証票に原料の種類又は配合の割合を記載する普通肥料は、次に掲げる普通肥料とする。</p> <p>イ 指定配合肥料及び指定化成肥料（家庭園芸用肥料を除く。）</p> <p>ロ 窒素全量を保証した普通肥料（別表第1に掲げるものを除く。）</p> <p>ハ <u>規則第1条第1号から第7号</u>までに掲げる普通肥料</p> <p>ニ 特殊肥料等入り指定混合肥料及び土壌改良資材入り指定混合肥料（新設）</p> <p>(2) 保証票に原料の種類又は配合の割合等を記載する方法等</p> <p>(1)に規定する普通肥料について、規則第11条の2第1項、第3項及び第4項の保証票に肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号。以下「法」という。）第17条第1項第12号及び第13号（法第33条の2第6項において準用する場合を含む。）に掲げる事項及び原料の種類又は配合の割合を記載する方法、原料の種類又は配合の割合並びにウエブサイトのアドレスにより記載する方法は、次に規定するとおりとする。</p> <p>イ (1)のイに該当する普通肥料</p> <p>(イ)～(ニ) (略)</p> <p>記載例 1・2 (略)</p> <p>記載例 3 ウエブ表示を行う場合（統合表示名称を記載しない場合）</p>

(配合原料)

硫酸アズモニア、塩化加里、指定配合肥料、大豆油かす及びその粉末、(魚かす粉末)、加工家きんふん肥料、その他

備考：1 重量割合の大きい順である。

2 硫酸アズモニアと塩化加里の重量割合の順位は、入れ替わることがある。

3 ()内の原料は、原料事情等により使用しないことがあり、この場合の使用原料の重量割合の順位は、「硫酸アズモニア、塩化加里、大豆油かす及びその粉末、指定配合肥料、加工家きんふん肥料、尿素、混合汚泥複合肥料」となる。

4 「その他」には有機質肥料等以外の原料及び汚泥を原料として含む。

5 原料の詳細は下記のリンク先に記載。なお、書面をご希望の場合は以下の連絡先にお問い合わせください。(電話番号)

二次元コード

ロ (1)のロに該当する普通肥料

(イ) 使用する原料が次の表の原料の欄に該当する場合には、同表の字句の欄に掲げる字句をもつて記載すること。

原料	字句
別表第3の第1欄に掲げる普通肥料	当該肥料の種類又は統合表 示名称
別表第3の第1欄に掲げる	当該肥料の種類

(配合原料)

硫酸アズモニア、塩化加里、指定配合肥料、大豆油かす及びその粉末、(魚かす粉末)、加工家きんふん肥料、その他

備考：1 重量割合の大きい順である。

2 硫酸アズモニアと塩化加里の重量割合の順位は、入れ替わることがある。

3 ()内の原料は、原料事情等により使用しないことがあり、この場合の使用原料の重量割合の順位は、「硫酸アズモニア、塩化加里、大豆油かす及びその粉末、指定配合肥料【植物質類、動物質類】、加工家きんふん肥料、尿素、混合汚泥複合肥料」となる。

4 「その他」には有機質肥料等以外の原料及び汚泥を原料として含む。

5 原料の詳細は下記のリンク先に記載。なお、書面をご希望の場合は以下の連絡先にお問い合わせください。(電話番号)

二次元コード

ロ (1)のロに該当する普通肥料

(イ) 使用する原料が次の表の原料の欄に該当する場合には、同表の字句の欄に掲げる字句をもつて記載すること。

原料	字句
別表第2の第1欄に掲げる普通肥料	当該肥料の種類又は統合表 示名称
別表第2の第1欄に掲げる	当該肥料の種類

普通肥料以外の普通肥料（指定配合肥料及び指定化成肥料を除く。次号において同じ。）であつて、公定規格が定められているもの	
(割る)	(割る)
指定配合肥料	「指定配合肥料」の字句
指定化成肥料	「指定化成肥料」の字句

(ロ)～(ハ) (略)

(ニ) 製品に占める窒素全量の量の割合の大きい原料から順に、その旨を明記して記載すること。ただし、窒素全量の量の割合の大きい原料から順に5つ以上又は原料の窒素全量の量の割合の合計が8割以上となるように原料を記載し、残りの原料を「その他」と記載することができる。この場合には、その他の字句の次に「 」を付し、 の中に当該残りの原料を記載しなければならぬ。この際、「 」内の原料は、必ずしも窒素全量の量の割合の大きい順に記載する必要はないが、窒素全量の量の割合の大きい順に記載しない場合には、順不同となることがある旨を記載すること。また、荷口番号を記載した上で、当該荷口番号ごとに、当該荷口番号に対応する製品の窒素全量を保証し、又は含有する全ての原料を農林水産大臣が認めるウエブサイトに公表し、当該ウエブサイトのアドレスを記載した場合には、「その他」の次の「 」の記載を省略することができる。この場合には、書面により荷口番号に対応する製品の窒素全量を保証

普通肥料以外の普通肥料（指定配合肥料及び指定化成肥料を除く。次号において同じ。）であつて、公定規格が定められているもの	
別表第2の第1欄に掲げる普通肥料以外の普通肥料であつて、公定規格が定められていないもの	「仮登録肥料」の字句
指定配合肥料	「指定配合肥料」の字句
指定化成肥料	「指定化成肥料」の字句

(ロ)～(ハ) (略)

(ニ) 製品に占める窒素全量の量の割合の大きい原料から順に、その旨を明記して記載すること。ただし、窒素全量の量の割合の大きい原料から順に5つ以上又は原料の窒素全量の量の割合の合計が8割以上となるように原料を記載し、残りの原料を「その他」と記載することができる。この場合には、その他の字句の次に「 」を付し、 の中に当該残りの原料を記載しなければならぬ。この際、「 」内の原料は、必ずしも窒素全量の量の割合の大きい順に記載する必要はないが、窒素全量の量の割合の大きい順に記載しない場合には、順不同となることがある旨を記載すること。また、荷口番号を記載した上で、当該荷口番号ごとに、当該荷口番号に対応する製品の窒素全量を保証し、又は含有する全ての原料を農林水産大臣が認めるウエブサイトに公表し、当該ウエブサイトのアドレスを記載した場合には、「その他」の次の「 」の記載を省略することができる。この場合には、書面により荷口番号に対応する製品の窒素全量を保証

し、又は含有する全ての原料の記載事項の交付を求める者に書面により当該記載事項を交付するとともに、その旨を記載すること。なお、省略した〔 〕内の原料に有機質肥料及び特殊肥料（粗砕石灰石、製糖副産石灰、石灰処理肥料、含鉄物、微粉炭燃焼灰、カルシウム肥料及び石膏を除く。）以外のもの（汚泥を原料とする肥料（混合汚泥複合肥料及び汚泥肥料）を含む。）が含まれる場合には、その旨を記載すること。さらに、原料事情等により隣接する2つの原料の窒素全量の割合の順位が入れ替わる場合には、その旨を記載することにより、当該順位を入れ替えることができる。ただし、「その他」と順位を入れ替えてはならず、また、(ホ)に規定するところに従い()を付して記載した原料を使用しない場合として記載例により記載する原料については、当該原料の順位を入れ替えてはならない。

(ホ) (略)

(ハ) (1)のロに該当する普通肥料が原料として使用される場合には、当該肥料の種類の下句の次に〔 〕を付し、〔 〕の中に当該肥料の原料の種類を、(イ)から(ホ)までに規定するところに従い、次の記載例により記載すること。ただし、荷口番号を記載した上で、当該荷口番号ごとに、当該荷口番号に対応する製品の窒素全量を保証し、又は含有する全ての原料を農林水産大臣が認めるウエブサイトに公表し、当該ウエブサイトのアドレスを記載した場合には、〔 〕の記載を省略することができる。この場合には、書面により荷口番号に対応する製品の窒素全量を保証し、又は含有する全ての原料の記載事項の交付を求める者に書面により当該記載事項を交付するとともに、その旨を記載すること。なお、省略した〔 〕内の原料に有機質肥料及び特殊肥料（粗砕石灰石、

し、又は含有する全ての原料の記載事項の交付を求める者に書面により当該記載事項を交付するとともに、その旨を記載すること。なお、省略した〔 〕内の原料に有機質肥料及び特殊肥料（粗砕石灰石、製糖副産石灰、石灰処理肥料、含鉄物、微粉炭燃焼灰、カルシウム肥料及び石膏を除く。）以外のもの（汚泥を原料とする肥料（混合汚泥複合肥料及び規則第一条第一号から第六号までに規定する肥料）を含む。）が含まれる場合には、その旨を記載すること。さらに、原料事情等により隣接する2つの原料の窒素全量の割合の順位が入れ替わる場合には、その旨を記載することにより、当該順位を入れ替えることができる。ただし、「その他」と順位を入れ替えてはならず、また、(ホ)に規定するところに従い()を付して記載した原料を使用しない場合として記載例により記載する原料については、当該原料の順位を入れ替えてはならない。

(ホ) (略)

(ハ) (1)のロに該当する普通肥料が原料として使用される場合には、当該肥料の種類又は「仮登録肥料」の文字の次に〔 〕を付し、〔 〕の中に当該肥料の原料の種類を、(イ)から(ホ)までに規定するところに従い、次の記載例により記載すること。ただし、荷口番号を記載した上で、当該荷口番号ごとに、当該荷口番号に対応する製品の窒素全量を保証し、又は含有する全ての原料を農林水産大臣が認めるウエブサイトに公表し、当該ウエブサイトのアドレスを記載した場合には、〔 〕の記載を省略することができる。この場合には、書面により荷口番号に対応する製品の窒素全量を保証し、又は含有する全ての原料の記載事項の交付を求める者に書面により当該記載事項を交付するとともに、その旨を記載すること。なお、省略した〔 〕内の原料に有機質肥料及び特殊

製糖副産石灰、石灰処理肥料、含鉄物、微粉炭燃焼灰、カルシウム肥料及び石膏を除く。) 以外のもの(汚泥を原料とする肥料(混合汚泥複合肥料及び汚泥肥料)を含む。)が含まれる場合には、その旨を記載すること。

記載例 1～3 (略)

ハ (略)

ニ (1)の二に該当する普通肥料

(イ) (略)

(ロ) 普通肥料(法第4条第1項第3号に掲げるものを除く。)、普通肥料(法第4条第1項第3号に掲げるものに限る。)及び特殊肥料に該当する肥料ごとに、製品に占める重量割合の大きい原料から順に、その旨を明記して記載すること。なお、指定配合肥料又は指定化成肥料を原料として使用する場合には、「指定配合肥料」又は「指定化成肥料」の字句の次に「 」を付し、「 」の中に当該肥料の原料の種類を、特殊肥料のうち堆肥又は動物の排せつ物を原料として使用する場合には、「堆肥」又は「動物の排せつ物」の字句の次に「 」を付し、「 」の中に当該肥料の原料を(イ)及びこの号の規定するところに従い次の記載例により記載すること。ただし、使用する原料が(イ)の表に掲げる原料に該当しない場合には「鶏ふん」、「もみがら」等最も一般的な名称をもつて記載すること。

【記載例 略】

ホ (1)のホに該当する普通肥料

(イ) 使用する原料が次の表の原料の欄に該当する場合には、同表の字句の欄に掲げる字句をもつて記載すること。

原料	字句
----	----

肥料(粗砕石灰石、製糖副産石灰、石灰処理肥料、含鉄物、微粉炭燃焼灰、カルシウム肥料及び石膏を除く。)
) 以外のもの(汚泥を原料とする肥料(混合汚泥複合肥料及び規則第一条第一号から第六号までに規定する肥料)を含む。)
) が含まれる場合には、その旨を記載すること。

記載例 1～3 (略)

ハ (略)

ニ (1)の二に該当する普通肥料

(イ) (略)

(ロ) 普通肥料(法第4条第1項第3号に掲げるものを除く。)、普通肥料(法第4条第1項第3号に掲げるものに限る。)及び特殊肥料に該当する肥料ごとに、製品に占める重量割合の大きい原料から順に、その旨を明記して記載すること。なお、指定配合肥料又は指定化成肥料を原料として使用する場合には、「指定配合肥料」又は「指定化成肥料」の字句の次に「 」を付し、「 」の中に当該肥料の原料の種類を、特殊肥料のうち堆肥又は動物の排せつ物を原料として使用する場合には、「堆肥」又は「動物の排せつ物」の字句の次に「 」を付し、「 」の中に当該肥料の原料を(イ)及びこの号の規定するところに従い次の記載例により記載すること。

【記載例 略】

(新設)

別表第3の第1欄に掲げる普通肥料	当該肥料の種類又は統合表 示名称
別表第3の第1欄に掲げる普通肥料以外の普通肥料（指定配合肥料及び指定化成肥料を除く。次号において同じ。）であつて、公定規格が定められているもの	
別表第3の第1欄に掲げる普通肥料以外の普通肥料であつて、公定規格が定められていないもの	「仮登録肥料」の字句
指定配合肥料	「指定配合肥料」の字句
指定化成肥料	「指定化成肥料」の字句

- (ロ) 使用する原料が公定規格の原料規格第一から第三までに掲げる原料である場合にあつてはこれらの規格の原料の種類を欄に掲げる字句を、特殊肥料である場合にあつては当該肥料の指定名をもつて記載すること。
- (ハ) 使用する原料が(イ)又は(ロ)に掲げる原料に該当しない場合には、「泥炭」、「けいそう土」等最も一般的な名称をもつて記載すること。
- (ニ) 生産に当たつて使用された重量の大きい原料から順に、その旨を明記して記載すること。ただし、原料事情等により隣接する2つの原料の重量の順位が入れ替わる場合には、その旨を記載することにより、当該順位を入れ替えることができる。ただし、(ホ)に規定するところに従い()を付して記載した原料を使用しない場合として記載例により記載する原料については、当該原料の順位を入れ替えてはならない。

- (ホ) 原料事情等により原料として使用しない原料がある場合には、その旨を明記して、当該原料の種類に（ ）を付して記載することができる。ただし、記載したすべての原料の種類に（ ）を付してはならない。
- (ハ) (1)のホに該当する普通肥料が原料として使用される場合には、当該肥料の種類又は「仮登録肥料」の字句の次に〔 〕を付し、〔 〕の中に当該肥料の原料の種類を、(イ)から(ホ)までに規定するところに従い、記載すると。

記載例

(原料)
尿素、指定配合肥料、副産肥料〔加里含有物〕、りん酸含有物、(副産動植物質肥料〔動物由来物質、植物由来物質〕)
備考：1 重量割合の大きい順である。
2 副産肥料〔加里含有物〕とりん酸含有物の重量割合の順位は、入れ替わることがある。
3 ()内の原料は、原料事情等により使用しないことがあり、この場合の使用原料の重量割合の順位は、「尿素、副産肥料〔加里含有物〕、指定配合肥料、りん酸含有物」となる。
4 []内は副産肥料又は副産動植物質肥料の原料である。

2 炭素窒素比の記載

- (1) 保証票に炭素窒素比を記載する普通肥料
規則第11条の2第2項第1号の保証票に炭素窒素比を記載する普通肥料は、規則第1条の2第1号及び第2号に掲げる普通肥料とする。
- (2) (略)

(新設)

2 炭素窒素比の記載

- (1) 保証票に炭素窒素比を記載する普通肥料
規則第11条の2第1項第1号の保証票に炭素窒素比を記載する普通肥料は、規則第1条の2第1号から第7号までに掲げる普通肥料とする。
- (2) (略)

3 材料の種類及び名称又は使用量の記載

(1) 保証票に記載する材料の種類

イ 規則第11条の2第2項第2号の保証票にその種類及び名称又は使用量を記載する材料の種類は、組成の均一化を促進する材料（以下「組成均一化促進材」という。）
、効果の発現を促進する材料（以下「効果発現促進材」という。）
、着色する材料（以下「着色材」という。）
、土壌中における硝酸化成を抑制する材料（以下「硝酸化成抑制材」という。）
及び規則別表第1号ホの撰取の防止に効果があると認められる材料（以下「撰取防止材」という。）とする。ただし、配合に当たつて原料として使用する肥料又は原料に当該配合前に使用された組成均一化促進材、効果発現促進材、着色材又は硝酸化成抑制材（規則別表第1号ハの規定に基づき農林水産大臣が指定するものに限る。）については、この限りでない。

ロ

(4) 家庭園芸用肥料以外の普通肥料にあつては、効果発現促進材、硝酸化成抑制材及び撰取防止材についてその種類、名称及び使用量（配合に当たつて原料として使用する肥料又は原料に当該配合前に使用された撰取防止材については、その種類及び名称）を、組成均一化促進材及び着色材については、その種類及び名称を記載する。ただし、配合に当たつて原料として使用する肥料又は原料に当該配合前に使用された効果発現促進材及び硝酸化成抑制材（規則別表第1号ハの規定に基づき農林水産大臣が指定するものに限る。）については、その種類、名称及び使用量の記載を、組成均一化促進材及び着色材については、その種類及び名称の記載を省略することができる。

(2) 家庭園芸用肥料にあつては、材料の種類を記載する。
ハ (略)

(2) (略)

3 材料の種類及び名称又は使用量の記載

(1) 保証票に記載する材料の種類

イ 規則第11条の2第2項第2号の保証票にその種類及び名称又は使用量を記載する材料の種類は、組成の均一化を促進する材料（以下「組成均一化促進材」という。）
、効果の発現を促進する材料（以下「効果発現促進材」という。）
、着色する材料（以下「着色材」という。）
、土壌中における硝酸化成を抑制する材料（以下「硝酸化成抑制材」という。）
及び規則別表第1号ホの撰取の防止に効果があると認められる材料（以下「撰取防止材」という。）とする。ただし、配合に当たつて原料として使用する肥料に当該配合前に使用された組成均一化促進材、効果発現促進材、着色材又は硝酸化成抑制材（規則別表第1号ハの規定に基づき農林水産大臣が指定するものに限る。）については、この限りでない。

ロ

(4) 家庭園芸用肥料以外の普通肥料にあつては、効果発現促進材、硝酸化成抑制材及び撰取防止材についてその種類、名称及び使用量（配合に当たつて原料として使用する肥料に当該配合前に使用された撰取防止材については、その種類及び名称）を、組成均一化促進材及び着色材については、その種類及び名称を記載する。ただし、配合に当たつて原料として使用する肥料に当該配合前に使用された効果発現促進材及び硝酸化成抑制材（規則別表第1号ハの規定に基づき農林水産大臣が指定するものに限る。）については、その種類、名称及び使用量の記載を、組成均一化促進材及び着色材については、その種類及び名称の記載を省略することができる。

(2) 家庭園芸用肥料にあつては、材料の種類を記載する。
ハ (略)

(2) (略)

<p>4 (略)</p> <p>別表第1 (1の(1)のロ関係)</p> <p>1 尿素、アセトアルデヒド縮合尿素、イソブチルアルデヒド縮合尿素、硫酸グアニル尿素、オキサミド、石灰窒素、被覆窒素肥料、グリオキサール縮合尿素、ホルムアルデヒド加工尿素肥料、メチロール尿素重合肥料</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 本則1の(1)のホに該当する普通肥料</p> <p>別表第2 (1の(1)のホ関係)</p> <p>1 乾燥菌体肥料、副産動物質肥料</p> <p>2 副産肥料、液状肥料、吸着複合肥料、菌体肥料</p> <p>3 仮登録を受けた肥料</p> <p>別表第3 (1の(2)のイの(イ))、1の(2)のロの(イ) 及び1の(2)のホの(イ) 関係</p> <p>[表 略]</p>	<p>4 (略)</p> <p>別表第1 (1の(1)のロ関係)</p> <p>1 尿素、アセトアルデヒド縮合尿素、イソブチルアルデヒド縮合尿素、硫酸グアニル尿素、オキサミド、石灰窒素、被覆窒素肥料、グリオキサール縮合尿素、ホルムアルデヒド加工尿素肥料、メチロール尿素重合肥料、<u>副産窒素肥料、液状副産窒素肥料</u></p> <p>2～4 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>別表第2 (1の(2)のイの(イ))及び1の(2)のロの(イ) 関係</p> <p>[表 略]</p>
--	--

附 則

1 この告示は、肥料取締法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和三年十月一日）から施行する。

2 この告示の施行の日前に肥料の品質の確保等に関する法律第四条第一項、第三項若しくは第四項若しくは第三十三条の二第一項の規定による登録又は第五条若しくは第三十三条の二第一項の規定による仮登録を受けた普通肥料（登録を受けた普通肥料にあつては、肥料の品質の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和三年農林水産省令第 号）による改正後の肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第一条に掲げるもの（家庭園芸用複合肥料を除く。）に限る。）の容器又は包装に付される保証票への記載方法については、その登録又は仮登録の更新を受け、又はその有効期間が満了するまでの間は、なお従前の例によることができる。

3 この告示の施行の日前に肥料の品質の確保等に関する法律第四条第一項、第三項若しくは第四項若しくは第三十三条の二第一項の規定による登録を受けた普通肥料を原料として使用した普通肥料の容器又は包装に付される保証票への原料として使用した普通肥料の記載方法については、原料として使用した普通肥

料が登録の更新を受け、又はその有効期間が満了するまでの間は、令和 年 月 日農林水産省告示第

号（肥料の品質の確保等に関する法律に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件の一部を改正する件）による改正後の昭和六十一年二月二十二日農林水産省告示第二百八十四号（肥料の品質の確保等に関する法律に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件）に規定する肥料の種類を記載することができる。

○農林水産省告示第 号

肥料取締法の一部を改正する法律（令和元年法律第六十二号）の一部の施行に伴い、及び肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十七条第一項第三号の規定に基づき、平成十二年一月二十七日農林水産省告示第九十六号（肥料の品質の確保等に関する法律第十七条第一項第三号の規定に基づき、同法第四条第一項第三号並びに同条第二項第三号及び第四号に掲げる普通肥料の保証票にその含有量を記載する主要な成分を定める件）の一部を次のように改正する。

令和三年 月 日

農林水産大臣 野上浩太郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後

改正前

肥料の種類	主成分
汚泥肥料、水産副産物発酵肥料	(略)
(略)	(略)
特殊肥料等入り指定混合肥料、土壌改良資材入り指定混合肥料	<ol style="list-style-type: none"> 1 窒素全量 2 アソモニア性窒素 3 硝酸性窒素 4 リン酸全量 5 <溶性りん酸 6 可溶性りん酸 7 水溶性りん酸 8 加里全量 9 <溶性加里 10 水溶性加里 11 アルカリ分 12 可溶性石灰 13 <溶性石灰 14 水溶性石灰

肥料の種類	主要な成分
下水汚泥肥料、し尿汚泥肥料、工業汚泥肥料、混合汚泥肥料、焼成汚泥肥料、汚泥発酵肥料、水産副産物発酵肥料	(略)
(略)	(略)
特殊肥料等入り指定混合肥料、土壌改良資材入り指定混合肥料	<ol style="list-style-type: none"> 1 窒素全量 2 アソモニア性窒素 3 硝酸性窒素 4 リン酸全量 5 <溶性りん酸 6 可溶性りん酸 7 水溶性りん酸 8 加里全量 9 <溶性加里 10 水溶性加里 11 アルカリ分 <p>(新設) (新設) (新設) (新設)</p>

15	可溶性けい酸
16	水溶性けい酸
17	可溶性苦土
18	く溶性苦土
19	水溶性苦土
20	可溶性マンガン
21	く溶性マンガン
22	水溶性マンガン
23	く溶性ほう素
24	水溶性ほう素
25	銅全量（1キログラム当たり300ミリグラム以上含有する場合に限る。）
26	亜鉛全量（1キログラム当たり900ミリグラム以上含有する場合に限る。）
27	石灰全量（1キログラム当たり150グラム以上含有する場合に限る。）
28	硫黄分全量
29	可溶性硫黄

附一 主成分の含有量の分析に当たっては、独立行政法人農林水産消費安全技術センターが定める肥料等試験法によるものとする。ただし、別表第一の第一欄に掲げる主成分の含有量の算出は、同表の第二欄に掲げるものによることとする。また、別表第二の左欄に掲げる主成分に同じ、同表の中欄に掲げる表示の単位を用いて記載すること。この場合において、表示値の誤差の範囲は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

二 窒素、りん酸、加里、有効石灰、有効苦土、硫黄分全量若しくは可溶性硫黄の含有量が0.5%未満であり、アルカリ分若しく

12	可溶性けい酸
13	水溶性けい酸
14	可溶性苦土
15	く溶性苦土
16	水溶性苦土
17	可溶性マンガン
18	く溶性マンガン
19	水溶性マンガン
20	く溶性ほう素
21	水溶性ほう素
22	銅全量（1キログラム当たり300ミリグラム以上含有する場合に限る。）
23	亜鉛全量（1キログラム当たり900ミリグラム以上含有する場合に限る。）
24	石灰全量（1キログラム当たり150グラム以上含有する場合に限る。）
25	硫黄分全量 (新設)

附一 主要な成分の含有量の分析に当たっては、独立行政法人農林水産消費安全技術センターが定める肥料等試験法によるものとする。ただし、別表第一の第一欄に掲げる主要な成分の含有量の算出は、同表の第二欄に掲げるものによることとする。また、別表第二の左欄に掲げる主要な成分に同じ、同表の中欄に掲げる表示の単位を用いて記載すること。この場合において、表示値の誤差の範囲は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

二 窒素、りん酸、加里若しくは有効苦土の含有量が0.5%未満であり、アルカリ分若しくは有効けい酸の含有量が2.5%未満

は有効けい酸の含有量が2.5%未満であり、有効マンガン含有量が0.05%未満であり、又は有効ほう素の含有量が0.03%未満である場合には、それぞれ「0.5%未満」、「2.5%未満」、「0.05%未満」又は「0.03%未満」と記載することができる。

別表第一

第1欄	第2欄
(略)	(略)
加里全量	(略)
アルカリ分	酸化カルシウム (CaO) 及び酸化マグネシウム (MgO)
石灰全量 可溶性石灰 可溶性石灰 水溶性石灰	酸化カルシウム (CaO)
硫黄分全量	三酸化硫黄 (SO ₃)
可溶性硫黄	硫黄 (S)
(略)	(略)

別表第二

主成分	表示の単位	誤差の許容範囲
-----	-------	---------

であり、有効マンガン含有量が0.05%未満であり、又は有効ほう素含有量が0.03%未満である場合には、それぞれ「0.5%未満」、「2.5%未満」、「0.05%未満」又は「0.03%未満」と記載することができる。

別表第一

第1欄	第2欄
(略)	(略)
加里全量	(略)
(新設)	(新設)
石灰全量	酸化カルシウム (CaO)
硫黄分全量	三酸化硫黄 (SO ₃)
(新設)	(新設)
(略)	(略)

別表第二

主要な成分	表示の単位	誤差の許容範囲
-------	-------	---------

<p>汚泥肥料、水産副産物発酵肥料の<u>主成分</u>のうち1から3まで、硫黄及びその化合物の硫黄分量、特殊肥料等入り指定混合肥料及び土壌改良資材入り指定混合肥料の<u>主成分</u>のうち1から19まで、<u>28及び29</u></p>	<p>パーセント (%)</p>	<p>表示値が1.5パーセント未満の場合は、グラスファイナス0.3パーセント表示値が1.5パーセント以上5パーセント未満の場合は、表示値のグラスファイナス20パーセント 表示値が5パーセント以上10パーセント未満の場合は、グラスファイナス1パーセント表示値が10パーセント以上の場合は、表示値のグラスファイナス10パーセント</p>
<p>特殊肥料入り指定混合肥料、土壌改良資材入り指定混合肥料の<u>主成分</u>のうち<u>20</u>から<u>27</u>まで</p>	<p>パーセント (%)</p>	<p>表示値のグラスファイナス30パーセント</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

<p>下水汚泥肥料、し尿汚泥肥料、工業汚泥肥料、混合汚泥肥料、焼成汚泥肥料、汚泥発酵肥料、水産副産物発酵肥料の<u>主要成分</u>のうち1から3まで、硫黄及びその化合物の硫黄分量、特殊肥料等入り指定混合肥料及び土壌改良資材入り指定混合肥料の<u>主要成分</u>のうち1から16まで<u>及び25</u></p>	<p>パーセント (%)</p>	<p>表示値が1.5パーセント未満の場合は、グラスファイナス0.3パーセント表示値が1.5パーセント以上5パーセント未満の場合は、表示値のグラスファイナス20パーセント 表示値が5パーセント以上10パーセント未満の場合は、グラスファイナス1パーセント表示値が10パーセント以上の場合は、表示値のグラスファイナス10パーセント</p>
<p>特殊肥料入り指定混合肥料、土壌改良資材入り指定混合肥料の<u>主要成分</u>のうち<u>17</u>から<u>21</u>まで</p>	<p>パーセント (%)</p>	<p>表示値のグラスファイナス30パーセント</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

附 則

この告示は、肥料取締法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和三年十二月一日）から施行する。

○農林水産省告示第 号

肥料取締法の一部を改正する法律（令和元年法律第六十二号）の一部の施行に伴い、及び肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第二十二條の二第一項の規定に基づき、平成十二年八月三十一日農林水産省告示第千百六十三号（特殊肥料の品質表示基準を定める件）の一部を次のように改正する。

令和三年 月 日

農林水産大臣 野上浩太郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>特殊肥料の品質表示基準</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 遵守事項</p> <p>1 表示事項の表示の方法</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 原料</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 材料(オに掲げるものを除く。)は、次の区分に応じて記載すること。</p> <p>(ア) 堆肥</p> <p>生産に当たって腐熟を促進する材料が使用されたものについては、その材料の名称を記載すること。<u>また、固結、浮上若しくは悪臭を防止するための材料又は粒状化を促進するための材料(昭和25年6月20日農林省告示第177号(特殊肥料等を指定する件)の別表第二に掲げる材料に限る。(1)において同じ。)</u>が使用された混合特殊肥料を原料とした堆肥については、その材料の名称を記載すること。</p> <p>(1) 混合特殊肥料</p> <p>生産に当たって固結、浮上若しくは悪臭を防止するための材料又は粒状化を促進するための材料が使用されたものについては、その材料の名称を記載すること。また、当該材料が使用された混合特殊肥料を原料とした場合においては、その材料の名称も記載すること。</p>	<p>特殊肥料の品質表示基準</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 遵守事項</p> <p>1 表示事項の表示の方法</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 原料</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 材料(オに掲げるものを除く。)は、次の区分に応じて記載すること。</p> <p>(ア) 堆肥 <u>((1)に掲げるものを除く。)</u></p> <p>生産に当たって腐熟を促進する材料が使用されたものについては、その材料の名称を記載すること。</p> <p>(1) 混合特殊肥料等 <u>(次に掲げる材料が使用された混合特殊肥料を原料として使用する堆肥及び動物の排せつ物を含む。)</u></p> <p>生産に当たって固結、浮上若しくは悪臭を防止するための材料又は粒状化を促進するための材料 <u>(昭和25年6月20日農林省告示第177号(特殊肥料等を指定する件)の別表第二に掲げる材料に限る。)</u>が使用されたものについては、その材料の名称を記載すること。また、当該材料が使用された混合特殊肥料を原料とし</p>

た場合にあつては、その材料の名称も記載すること。

オ・カ (略)

(8) 主要な成分の含有量

ア 表一の左欄に掲げる主要な成分の含有量等については、別紙の分析法による分析結果に基づき、それぞれ同表の中欄に掲げる表示の単位を用いて現物当たりの数値で記載すること。ただし、混合特殊肥料にあつては、堆肥又は動物の排せつ物を原料として使用する場合に限り記載すること(炭素窒素比を除く。)。これらの場合において、表示値の誤差の範囲は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

イ 表二の左欄に掲げる主要な成分の含有量等については、別紙の分析法による分析結果に基づき、規則第11条第9項の表の中欄に掲げる量以上含有する場合に限り、それぞれ表二の中欄に掲げる表示の単位を用いて記載することができる。この場合において、表示値の誤差の範囲は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

ウ 現物当たりの数値で記載することが困難な場合には、「主要な成分の含有量等」を「主要な成分の含有量等(乾物当たり)」として、乾物当たりの数値及び水分含有量を記載すること。

エ 窒素全量、りん酸全量又は加里全量については、現物当たりの含有量の測定結果が0.5%未満である場合には、「0.5%未満」と記載することができる。

表一 (略)

表二

<u>主要な成分</u>	表示の単位	誤差の許容範囲
窒素全量(混合特殊肥料(堆肥又は動物の排せつ物を原料と	パーセント (%)	表示値が1.5パーセント未満の場合には、プラスマイナス0

オ・カ (略)

(8) 主成分の含有量

ア 表一の左欄に掲げる主成分の含有量等については、別紙の分析法による分析結果に基づき、それぞれ同表の中欄に掲げる表示の単位を用いて現物当たりの数値で記載すること。ただし、混合特殊肥料にあつては、堆肥又は動物の排せつ物を原料として使用する場合に限り記載すること(炭素窒素比を除く。)。これらの場合において、表示値の誤差の範囲は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

イ 表二の左欄に掲げる主成分の含有量等については、別紙の分析法による分析結果に基づき、規則第11条第9項の表の中欄に掲げる量以上含有する場合に限り、それぞれ表二の中欄に掲げる表示の単位を用いて記載することができる。この場合において、表示値の誤差の範囲は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

ウ 現物当たりの数値で記載することが困難な場合には、「主成分の含有量等」を「主成分の含有量等(乾物当たり)」として、乾物当たりの数値及び水分含有量を記載すること。

エ 窒素全量、りん酸全量又は加里全量については、現物当たりの含有量の測定結果が0.5%未満である場合には、「0.5%未満」と記載することができる。

表一 (略)

表二

<u>主成分</u>	表示の単位	誤差の許容範囲
窒素全量(混合特殊肥料(堆肥又は動物の排せつ物を原料と	パーセント (%)	表示値が1.5パーセント未満の場合には、プラスマイナス0

<p>して使用したものを除く。)に限る。)アソモニア性窒素、硝酸性窒素、りん酸全量 (混合特殊肥料 (堆肥又は動物の排せつ物を原料として使用したもの)を除く。)に限る。)<可溶性りん酸、可溶性りん酸、加里全量 (混合特殊肥料 (堆肥又は動物の排せつ物を原料として使用したもの)を除く。))<溶性加里、水溶性加里、アルカリ分、可溶性石灰、<溶性石灰、可溶性けい酸、水溶性けい酸、可溶性苦土、<溶性苦土、水溶性苦土、可溶性硫黄</p>		<p>.3パーセント 表示値が1.5パーセント以上5パーセント未満の場合は、表示値のプラスマイナス20パーセント 表示値が5パーセント以上10パーセント未満の場合は、プラスマイナス1パーセント 表示値が10パーセント以上の場合には、表示値のプラスマイナス10パーセント</p>	<p>して使用したものを除く。)に限る。)アソモニア性窒素、硝酸性窒素、りん酸全量 (混合特殊肥料 (堆肥又は動物の排せつ物を原料として使用したもの)を除く。)に限る。)<可溶性りん酸、可溶性りん酸、加里全量 (混合特殊肥料 (堆肥又は動物の排せつ物を原料として使用したもの)を除く。))<溶性加里、水溶性加里、アルカリ分、可溶性けい酸、水溶性けい酸、可溶性苦土、<溶性苦土、水溶性苦土</p>		<p>.3パーセント 表示値が1.5パーセント以上5パーセント未満の場合は、表示値のプラスマイナス20パーセント 表示値が5パーセント以上10%未満の場合は、プラスマイナス1パーセント 表示値が10%以上の場合には、表示値のプラスマイナス10パーセント</p>
<p>可溶性マンガン、<溶性マンガン、水溶性マンガン、<溶性ほう素、水溶性ほう素</p>	(略)	(略)	<p>可溶性マンガン、<溶性マンガン、水溶性マンガン、<溶性ほう素、水溶性ほう素</p>	(略)	(略)

2 (略)

別表 (第 1 関係)

肥料の種類	表示事項
堆肥 (汚泥又は魚介類の臓器を原料として生産されるものを除く。)	一般表示事項 原料 主成分の含有量等 窒素全量 (アンモニア性窒素) (硝酸性窒素) りん酸全量
	動物の排せつ物 (く溶性りん酸) (可溶性りん酸) (水溶性りん酸) 加里全量 (く溶性加里) (水溶性加里) (アルカリ分) (可溶性石灰) (く溶性石灰) (水溶性石灰) (可溶性けい酸) (水溶性けい酸) (可溶性苦土) (く溶性苦土) (水溶性苦土) (可溶性マンガン) (く溶性マンガン)
混合特殊肥料	

2 (略)

別表 (第 1 関係)

肥料の種類	表示事項
堆肥 (汚泥又は魚介類の臓器を原料として生産されるものを除く。)	一般表示事項 原料 主要な成分の含有量等 窒素全量 (アンモニア性窒素) (硝酸性窒素) りん酸全量
	動物の排せつ物 (く溶性りん酸) (可溶性りん酸) (水溶性りん酸) 加里全量 (く溶性加里) (水溶性加里) (アルカリ分) (可溶性けい酸) (水溶性けい酸) (可溶性苦土) (く溶性苦土) (水溶性苦土) (可溶性マンガン) (く溶性マンガン) (水溶性マンガン) (く溶性ほう素) (水溶性ほう素)
混合特殊肥料	

	(水溶性マンガン) (く溶性ほう素) (水溶性ほう素) 銅全量 亜鉛全量 石灰全量 (可溶性硫黄) 炭素窒素比 (堆肥又は動物の排せつ物に限る。) 水分含有量
--	---

備考

- 1 (略)
- 2 第2の1の(8)のアに定める主成分の含有量等については、銅全量にあつては豚ぶんを原料として使用するものであつて現物1キログラム当たり300ミリグラム以上含有する場合に限り、亜鉛全量にあつては豚ぶん又は鶏ふんを原料として使用するものであつて現物1キログラム当たり900ミリグラム以上含有する場合に限り、石灰全量にあつては石灰を原料として使用するものであつて現物1キログラム当たり150グラム以上含有する場合に限り、水分含有量にあつては乾物当たりで表示する場合に限り、それぞれ表示しなければならぬものとする。
- なお、()内の主成分にあつては、規則第11条第9項の表の中欄に掲げる量以上含有する場合に限り、記載することができるものとする。

別紙 (第2関係)

主成分の含有量等の分析に当たつては、独立行政法人農林水産消費安全技術センターが定める肥料等試験法によるものとする。ただし、次の表の第一欄に掲げる主成分の量の算出は、同表第二欄に掲げるものによることとする。

	銅全量 亜鉛全量 石灰全量 炭素窒素比 (堆肥又は動物の排せつ物に限る。) 水分含有量
--	---

備考

- 1 (略)
- 2 第2の1の(8)のアに定める主要な成分の含有量等については、銅全量にあつては豚ぶんを原料として使用するものであつて現物1キログラム当たり300ミリグラム以上含有する場合に限り、亜鉛全量にあつては豚ぶん又は鶏ふんを原料として使用するものであつて現物1キログラム当たり900ミリグラム以上含有する場合に限り、石灰全量にあつては石灰を原料として使用するものであつて現物1キログラム当たり150グラム以上含有する場合に限り、水分含有量にあつては乾物当たりで表示する場合に限り、それぞれ表示しなければならぬものとする。
- なお、()内の主要な成分にあつては、規則第11条第9項の表の中欄に掲げる量以上含有する場合に限り、記載することができるものとする。

別紙 (第2関係)

主要な成分の含有量等の分析に当たつては、独立行政法人農林水産消費安全技術センターが定める肥料等試験法によるものとする。ただし、次の表の第一欄に掲げる主要な成分の量の算出は、同表第二欄に掲げるものによることとする。

第1欄	第2欄
(略)	(略)
加里全量	(略)
＜溶性加里	
水溶性加里	
アルカリ分	酸化カルシウム (CaO) 及び酸化マ グネシウム (MgO)
石灰全量	酸化カルシウム (CaO)
可溶性石灰	
＜溶性石灰	
水溶性石灰	
(略)	(略)
＜溶性ほう素	(略)
水溶性ほう素	
可溶性硫黄	硫黄 (S)

第1欄	第2欄
(略)	(略)
加里全量	(略)
＜溶性加里	
水溶性加里	
(新設)	(新設)
石灰全量	酸化カルシウム (CaO)
(略)	(略)
＜溶性ほう素	(略)
水溶性ほう素	
(新設)	(新設)

附 則

1 この告示は、肥料取締法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和三年十月一日）から施行する。

2 この告示の施行の日前に肥料の品質の確保等に関する法律第二十二條第一項の規定による届出がされた特殊肥料の主成分を記載する方法については、当分の間、なお従前の例によることができる。

○農林水産省告示第 号

肥料の品質の確保等に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十四号）第七条の六の規定に基づき、平成十三年五月十日農林水産省告示第六百四十三号（肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第七条の六の規定に基づき農林水産大臣の指定する化成肥料等を指定する件）の一部を次のように改正する。

令和三年 月 日

農林水産大臣 野上浩太郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>1 肥料の品質の確保等に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第七條の六第一号の農林水産大臣が指定する被覆窒素肥料は、同号に掲げる窒素質肥料又は同条第五号に掲げる副産肥料（専ら公定規格の原料規格（以下「原料規格」という。）第二中の項から五の項までに掲げる原料を使用した肥料であつて、窒素を保証し、りん酸及び加里を保証しないものに限る。）を硫黄その他の被覆原料で被覆したものとす。</p> <p>2 規則第七條の六第一号の農林水産大臣が指定する混合窒素肥料は、同号に掲げる窒素質肥料又は同条第五号に掲げる副産肥料（専ら原料規格第二中の項から五の項までに掲げる原料を使用した肥料であつて、窒素を保証し、りん酸及び加里を保証しないものに限る。）に、<u>同条第一号に掲げる窒素質肥料、同条第四号に掲げる有機質肥料、同条第五号に掲げる副産肥料等、同条第七号に掲げる石灰質肥料、同条第八号に掲げるけい酸質肥料、同条第九号に掲げる苦土質肥料、同条第十号に掲げるマンガン質肥料、同条第十一号に掲げるほう素質肥料又は同条第十二号に掲げる微量元素複合肥料を混合したものとす。</u></p> <p>3 規則第七條の六第二号の農林水産大臣が指定する被覆りん酸肥料は、同号に掲げるりん酸質肥料又は同条第五号に掲げる副産肥料（専ら原料規格第二中六の項に掲げる原料を使用した肥料であつて、りん酸を保証し、窒素及び加里を保証しないものに限る。）を硫黄その他の被覆原料で被覆したものとす。</p> <p>4 規則第七條の六第二号の農林水産大臣が指定する加工りん酸肥料は、同号に掲げるりん酸質肥料、<u>同条第五号に掲げる副産肥料（専ら原料規格第二中六の項に掲げる原料を使用した肥料であつて、りん酸を保証し、窒素及び加里を保証しないものに限る。）</u>、<u>熔成微量元素複合肥料、りん酸含有物（りん酸石又はこれに化学的操作を加えたものに限る。）</u>、<u>塩基性のカルシウム、マグネ</u></p>	<p>1 肥料の品質の確保等に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第七條の六第一号の農林水産大臣が指定する被覆窒素肥料は、同号に掲げる窒素質肥料を硫黄その他の被覆原料で被覆したものとす。</p> <p>2 規則第七條の六第一号の農林水産大臣が指定する混合窒素肥料は、同号に掲げる窒素質肥料に、<u>同号に掲げる窒素質肥料、同条第八号に掲げる苦土肥料、同条第九号に掲げるマンガン質肥料、同条第十号に掲げるほう素質肥料又は同条第十一号に掲げる微量元素複合肥料を混合したものとす。</u></p> <p>3 規則第七條の六第二号の農林水産大臣が指定する被覆りん酸肥料は、同号に掲げるりん酸質肥料を硫黄その他の被覆原料で被覆したものとす。</p> <p>4 規則第七條の六第二号の農林水産大臣が指定する加工りん酸肥料は、同号に掲げるりん酸質肥料<u>又は熔成微量元素複合肥料、りん酸含有物（りん酸石又はこれに化学的操作を加えたものに限る。）</u>、<u>塩基性のカルシウム、マグネシウム若しくはマンガン含有物、鉄さい若しくはほう酸塩に、硫酸、りん酸又は塩酸を加えたものとす。</u></p>

シナム若しくはマンガン含有物、鉍さい又はほう酸塩に、硫酸、りん酸又は塩酸を加えたものとする。

5 規則第七条の六第二号の農林水産大臣が指定する混合りん酸肥料は、同号に掲げるりん酸質肥料又は同条第五号に掲げる副産肥料（専ら原料規格第二中六の項に掲げる原料を使用した肥料であつて、りん酸を保証し、窒素及び加里を保証しないものに限る。）に、同条第二号に掲げるりん酸質肥料、同条第四号に掲げる有機質肥料、同条第五号に掲げる副産肥料等、同条第七号に掲げる石灰質肥料、同条第八号に掲げるけい酸質肥料、同条第九号に掲げる苦土質肥料、同条第十号に掲げるマンガン質肥料、同条第十一号に掲げるほう素質肥料又は同条第十二号に掲げる微量元素複合肥料を混合したものとす。

6 規則第七条の六第三号の農林水産大臣が指定する被覆加里肥料は、同号に掲げる加里質肥料又は同条第五号に掲げる副産肥料（専ら原料規格第二中七の項又は八の項に掲げる原料を使用した肥料であつて、加里を保証し、窒素及びりん酸を保証しないものに限る。）を硫黄その他の被覆原料で被覆したものとす。

7 規則第七条の六第三号の農林水産大臣が指定する混合加里肥料は、同号に掲げる加里質肥料又は同条第五号に掲げる副産肥料（専ら原料規格第二中七の項又は八の項に掲げる原料を使用した肥料であつて、加里を保証し、窒素及びりん酸を保証しないものに限る。）に、同条第三号に掲げる加里質肥料、同条第四号に掲げる有機質肥料、同条第五号に掲げる副産肥料等、同条第七号に掲げる石灰質肥料、同条第八号に掲げるけい酸質肥料、同条第九号に掲げる苦土質肥料、同条第十号に掲げるマンガン質肥料、同条第十一号に掲げるほう素質肥料又は同条第十二号に掲げる微量元素複合肥料を混合したものとす。

8 規則第七条の六第四号の農林水産大臣が指定する副産動植物質肥料は、原料規格第一に掲げる原料のうち同規格中一の項に掲げるもの以外のものを使用したものとする。

5 規則第七条の六第二号の農林水産大臣が指定する混合りん酸肥料は、同号に掲げるりん酸質肥料に、同号に掲げるりん酸質肥料、同条第六号に掲げる石灰質肥料、同条第七号に掲げるけい酸質肥料、同条第八号に掲げる苦土肥料、同条第九号に掲げるマンガン質肥料、同条第十号に掲げるほう素質肥料又は同条第十一号に掲げる微量元素複合肥料を混合したものとす。

6 規則第七条の六第三号の農林水産大臣が指定する被覆加里肥料は、加里質肥料を硫黄その他の被覆原料で被覆したもののうち、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第六条第一項第六号に規定する植物に対する害に関する栽培試験（以下「植害試験」という。）の成績の提出が不要であるものとする。

7 規則第七条の六第三号の農林水産大臣が指定する混合加里肥料は、加里質肥料に、加里質肥料、石灰質肥料、けい酸質肥料、苦土肥料、マンガン質肥料、ほう素質肥料又は微量元素複合肥料を混合したもののうち、植害試験の成績の提出が不要であるものとする。

(新設)

- 9 規則第七条の六第四号の農林水産大臣が指定する混合有機質肥料は、次の各号のいずれかに該当するものとする。
- 一 規則第七条の六第四号に掲げる有機質肥料に、同号に掲げる有機質肥料又は米ぬか、発酵米ぬか、乾燥藻及びその粉末、よもぎかす若しくは動物の排せつ物（鶏ふんの炭化物に限る。）を混合したもの
 - 二 前号に掲げる混合有機質肥料の原料となる肥料に、血液又は豆腐かすを混合し、乾燥したもの
- 10 規則第七条の六第五号の農林水産大臣が指定する副産肥料は、原料規格第一及び原料規格第二に掲げる原料のうち原料規格第一中一の項ロ並びに原料規格第二中一の項ヲ、二の項ホ、三の項ヘ、四の項ホ、五の項ハ、六の項ル、七の項ホ、八の項ロ、九の項ハ、十の項ヌ、十一の項ヌ、十二の項ハ、十三の項ロ、十四の項及び十五の項に掲げるもの（登録の有効期間が六年である肥料又は当該肥料を原料として使用する肥料の製造において生じたものを除く。）以外のもの（以下「六年原料」という。）を使用したものとする。
- 11 規則第七条の六第五号の農林水産大臣が指定する液状肥料は、同条に掲げる普通肥料又は特殊肥料若しくは六年原料を使用したものであつて、液状のものとする。
- 12 規則第七条の六第五号の農林水産大臣が指定する家庭園芸用複合肥料は、同条に掲げる普通肥料又は特殊肥料若しくは六年原料を使用したものであつて、規則第一条の三に規定する家庭園芸用肥料であるものとする。
- 13 規則第七条の六第五号の農林水産大臣が指定する吸着複合肥料は、同条に掲げる普通肥料又は特殊肥料若しくは六年原料を（けい）そう土その他の吸着原料に吸着させたものをいう。
- 14 規則第七条の六第六号の農林水産大臣が指定する化成肥料は、次の各号のいずれかに該当するものとする。
- 一 規則第七条の六各号に掲げる窒素質肥料、りん酸質肥料、加里質肥料、有機質肥料、副産肥料等、複合肥料、石灰質肥料、

- 8 規則第七条の六第四号の農林水産大臣が指定する混合有機質肥料は、次の各号のいずれかに該当するものとする。
- 一 規則第七条の六第四号に掲げる有機質肥料に、同号に掲げる有機質肥料又は米ぬか、発酵米ぬか、乾燥藻及びその粉末、よもぎかす若しくは動物の排せつ物（鶏ふんの炭化物に限る。）を混合したもの
 - 二 前号に掲げる混合有機質肥料の原料となる肥料に、血液又は豆腐かすを混合し、乾燥したもの
- (新設)
- (新設)
- (新設)
- (新設)
- 9 規則第七条の六第五号の農林水産大臣が指定する化成肥料は、次の各号のいずれかに該当するものとする。
- 一 規則第七条の六各号に掲げる窒素質肥料、りん酸質肥料、加里質肥料、有機質肥料、複合肥料、石灰質肥料、けい酸質肥料

けい酸質肥料、苦土質肥料、マンガン質肥料、ほう素質肥料又は微量要素複合肥料のいずれか二以上を配合し、造粒又は成形したものである。

二 前号に掲げる化成肥料の原料となる肥料に、米ぬか、発酵米ぬか、乾燥藻及びその粉末、発酵乾ぶん肥料、よもぎかす、骨灰、動物の排せつ物（鶏ふんの炭化物に限る。）又は動物の排せつ物の燃焼灰（鶏ふん燃焼灰又は牛の排せつ物と鶏ふんとの混合物の燃焼灰に限る。）のいずれか一以上を配合し、造粒又は成形したものである。

三 肥料（混合汚泥複合肥料及び規則第一条の二各号に掲げる普通肥料を除く。）又は肥料原料（原料規格第一中ロの項に掲げるもの又は原料規格第二中十五の項に掲げるものを除く。）を使用し、これに化学的操作を加えた単一の化合物

四 りん酸又はりん鉱石を硝酸若しくは硫酸で分解したものに、アモニア又は硫酸を加え、これに第一号に掲げる化成肥料若しくはその原料となる肥料、前号に掲げる化成肥料又は塩基性のマグネシウム含有物を加えたもの

五 第三号又は前号に掲げる化成肥料を配合し、造粒又は成形したものである。

六 第一号又は第二号に掲げる化成肥料又はその原料となる肥料若しくはその原料となる肥料を配合したものに、第三号若しくは第四号に掲げる化成肥料、その化成肥料を配合したものと又は前号に掲げる化成肥料を配合し、造粒又は成形したものである。

15 規則第七条の六第六号の農林水産大臣が指定する混合動物排せつ物複合肥料は、同条各号に掲げる窒素質肥料、りん酸質肥料、加里質肥料、有機質肥料、副産肥料等、複合肥料、石灰質肥料、けい酸質肥料、苦土質肥料、マンガン質肥料、ほう素質肥料又は微量要素複合肥料に動物の排せつ物（牛又は豚の排せつ物を加熱乾燥したものに限る。）を混合し、造粒又は成形したものと

16 規則第七条の六第六号の農林水産大臣が指定する混合堆肥複合

（シリカゲル肥料に限る。）苦土肥料、マンガン質肥料、ほう素質肥料又は微量要素複合肥料のいずれか二以上を配合し、造粒又は成形したものである。

二 前号に掲げる化成肥料の原料となる肥料に、米ぬか、発酵米ぬか、乾燥藻及びその粉末、発酵乾ぶん肥料、よもぎかす、骨灰、動物の排せつ物（鶏ふんの炭化物に限る。）又は動物の排せつ物の燃焼灰（鶏ふん燃焼灰又は牛の排せつ物と鶏ふんとの混合物の燃焼灰に限る。）のいずれか一以上を配合し、造粒又は成形したものである。

三 肥料（熔成汚泥灰けい酸りん肥、熔成汚泥灰複合肥料、混合汚泥複合肥料及び規則第一条各号に掲げる普通肥料を除く。）又は肥料原料（汚泥及び魚介類の臓器を除く。）を使用し、これに化学的操作を加えた単一の化合物

四 りん酸又はりん鉱石を硝酸若しくは硫酸で分解したものに、アモニア又は硫酸を加え、これに第一号に掲げる化成肥料若しくはその原料となる肥料、前号に掲げる化成肥料又は塩基性のマグネシウム含有物を加えたもの

五 第三号又は前号に掲げる化成肥料を配合し、造粒又は成形したものである。

六 第一号又は第二号に掲げる化成肥料又はその原料となる肥料若しくはその原料となる肥料を配合したものに、第三号若しくは第四号に掲げる化成肥料、その化成肥料を配合したものと又は前号に掲げる化成肥料を配合し、造粒又は成形したものである。

（新設）

（新設）

肥料は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

二 同条各号に掲げる窒素質肥料、りん酸質肥料、加里質肥料、有機質肥料、副産肥料等、複合肥料、石灰質肥料、けい酸質肥料、苦土質肥料、マンガン質肥料、ほう素質肥料又は微量要素複合肥料に堆肥（動物の排せつ物又は食品由来の有機質物を主原料とするものに限る。）を混合し、造粒又は成形後、加熱乾燥したもの

三 同条各号に掲げる窒素質肥料、りん酸質肥料、加里質肥料、有機質肥料、副産肥料等、複合肥料、石灰質肥料、けい酸質肥料、苦土質肥料、マンガン質肥料、ほう素質肥料又は微量要素複合肥料に米ぬか、発酵米ぬか、乾燥藻及びその粉末、発酵乾菌肥料、よもぎかす、骨灰、動物の排せつ物（鶏ふんの炭化物に限る。）又は動物の排せつ物の燃焼灰（鶏ふん燃焼灰に限る。）のいずれか一以上及び堆肥（動物の排せつ物又は食品由来の有機質物を主原料とするものに限る。）を混合し、造粒又は成形後、加熱乾燥したもの

17 規則第七条の六第六号の農林水産大臣が指定する成形複合肥料は、同条第一号に掲げる窒素質肥料、同条第二号に掲げるりん酸質肥料、同条第三号に掲げる加里質肥料、同条第四号に掲げる有機質肥料、同条第五号に掲げる副産肥料等、同条第六号に掲げる複合肥料、同条第七号に掲げる石灰質肥料、同条第八号に掲げるけい酸質肥料、同条第九号に掲げる苦土質肥料、同条第十号に掲げるマンガン質肥料、同条第十一号に掲げるほう素質肥料又は同条第十二号に掲げる微量要素複合肥料に、木質泥炭、紙パルプ廃繊維、草炭質腐植、流紋岩質凝灰岩粉末又はベントナイトのいずれか一を混合し、造粒又は成形したものとする。

18 規則第七条の六第六号の農林水産大臣が指定する被覆複合肥料は、同号に掲げる化成肥料又は同条第五号に掲げる液状肥料を硫酸その他の被覆原料で被覆したものとする。

19 規則第七条の六第六号の農林水産大臣が指定する配合肥料は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

10 規則第七条の六第五号の農林水産大臣が指定する成形複合肥料は、同条第一号に掲げる窒素質肥料、同条第二号に掲げるりん酸質肥料、同条第三号に掲げる加里質肥料、同条第四号に掲げる有機質肥料、同条第五号に掲げる複合肥料、同条第八号に掲げる苦土肥料、同条第九号に掲げるマンガン質肥料、同条第十号に掲げるほう素質肥料又は同条第十一号に掲げる微量要素複合肥料に、木質泥炭、紙パルプ廃繊維、草炭質腐植、流紋岩質凝灰岩粉末又はベントナイトのいずれか一を混合し、造粒又は成形したものとする。

11 規則第七条の六第五号の農林水産大臣が指定する被覆複合肥料は、同号に掲げる化成肥料を硫酸その他の被覆原料で被覆したものとする。

12 規則第七条の六第五号の農林水産大臣が指定する配合肥料は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

<p>一 規則第七条の六各号に掲げる窒素質肥料、りん酸質肥料、加里質肥料、有機質肥料、<u>副産肥料等</u>、複合肥料、石灰質肥料、けい酸質肥料、<u>苦土質肥料</u>、<u>マンガン質肥料</u>、ほう素質肥料又は微量要素複合肥料のいずれか二以上を配合したもの</p> <p>二 前号に掲げる配合肥料の原料となる肥料に、米ぬか、発酵米ぬか、乾燥藻及びその粉末、発酵乾ぶん肥料、グアノ（りん酸のく溶率五十パーセント以上のもので造粒又は成形しないものに限る。）、よもぎかす、骨灰、動物の排せつ物（鶏ふんの炭化物に限る。）又は動物の排せつ物の燃焼灰（鶏ふん燃焼灰又は牛の排せつ物と鶏ふんとの混合物の燃焼灰に限る。）のいずれか一以上を配合したもの</p> <p>三 第十四項各号に掲げる化成肥料を配合したもの</p>	<p>一 規則第七条の六各号に掲げる窒素質肥料、りん酸質肥料、加里質肥料、有機質肥料、複合肥料、石灰質肥料、けい酸質肥料（<u>シリカゲル肥料に限る。</u>）、<u>苦土肥料</u>、<u>マンガン質肥料</u>、ほう素質肥料又は微量要素複合肥料のいずれか二以上を配合したもの</p> <p>二 前号に掲げる配合肥料の原料となる肥料に、米ぬか、発酵米ぬか、乾燥藻及びその粉末、発酵乾ぶん肥料、グアノ（りん酸のく溶率五十パーセント以上のもので造粒又は成形しないものに限る。）、よもぎかす、骨灰、動物の排せつ物（鶏ふんの炭化物に限る。）又は動物の排せつ物の燃焼灰（鶏ふん燃焼灰又は牛の排せつ物と鶏ふんとの混合物の燃焼灰に限る。）のいずれか一以上を配合したもの</p> <p>三 第九項各号に掲げる化成肥料を配合したもの</p>
<p>20 規則第七条の六第七号の農林水産大臣が指定する混合石灰肥料は、<u>同号に掲げる石灰質肥料に、同条第四号に掲げる有機質肥料、同条第五号に掲げる副産肥料等、同条第七号に掲げる石灰質肥料、同条第八号に掲げるけい酸質肥料、同条第九号に掲げる苦土質肥料、同条第十号に掲げるマンガン質肥料、同条第十一号に掲げるほう素質肥料又は同条第十二号に掲げる微量要素複合肥料を混合したものである。</u></p>	<p>13 規則第七条の六第六号の農林水産大臣が指定する混合石灰肥料は、<u>石灰質肥料に、石灰質肥料、苦土肥料、ほう素質肥料又は微量要素複合肥料を混合したもののうち、植害試験の成績の提出が不要であるものとする。</u></p>
<p>21 規則第七条の六第九号の農林水産大臣が指定する被覆苦土肥料は、<u>同条第五号に掲げる副産肥料（専ら原料規格第二中十一の項に掲げる原料を使用した肥料であつて、苦土を保証したものに限る。）又は同条第九号に掲げる苦土質肥料を硫黄その他の被覆原料で被覆したものである。</u> (削る)</p>	<p>14 規則第七条の六第八号の農林水産大臣が指定する被覆苦土肥料は、<u>苦土肥料を硫黄その他の被覆原料で被覆したもののうち、植害試験の成績の提出が不要であるものとする。</u></p>
<p>22 規則第七条の六第九号の農林水産大臣が指定する混合苦土肥料は、<u>同条第五号に掲げる副産肥料（専ら原料規格第二中十一の項</u></p>	<p>15 規則第七条の六第八号の農林水産大臣が指定する副産苦土肥料は、<u>食品工業、パルプ工業、化学工業、窯業、鉄鋼業又は非鉄金属製造業において副産されたもののうち、植害試験の成績の提出が不要であるものとする。</u></p> <p>16 規則第七条の六第八号の農林水産大臣が指定する混合苦土肥料は、<u>苦土肥料を二以上混合したもののうち、植害試験の成績の提</u></p>

に掲げる原料を使用した肥料であつて、苦土を保証したものに限り。)又は同条第九号に掲げる苦土質肥料に同条第四号に掲げる有機質肥料、同条第五号に掲げる副産肥料等、同条第七号に掲げる石灰質肥料、同条第八号に掲げるけい酸質肥料、同条第九号に掲げる苦土質肥料、同条第十号に掲げるマンガン質肥料、同条第十一号に掲げるほう素質肥料又は同条第十二号に掲げる微量要素複合肥料を混合したものとす。

23 規則第七条の六第十号の農林水産大臣が指定する混合マンガン肥料は、同条第五号に掲げる副産肥料（専ら原料規格第二中十二の項に掲げる原料を使用した肥料であつて、マンガンを保証したものに限り。）又は同条第十号に掲げるマンガン質肥料に同条第四号に掲げる有機質肥料、同条第五号に掲げる副産肥料等、同条第七号に掲げる石灰質肥料、同条第八号に掲げるけい酸質肥料、同条第九号に掲げる苦土質肥料、同条第十号に掲げるマンガン質肥料、同条第十一号に掲げるほう素質肥料又は同条第十二号に掲げる微量要素複合肥料を混合したものとす。

24 規則第七条の六第十二号の農林水産大臣が指定する混合微量要素肥料は、同条第五号に掲げる副産肥料（専ら原料規格第二中十一の項に掲げる原料を使用した肥料であつて、苦土を保証したものであつて、マンガンを保証したものに限り。)、同条第九号に掲げる苦土質肥料、第十号に掲げるマンガン質肥料、同条第十一号に掲げるほう素質肥料又は同条第十二号に掲げる微量要素複合肥料に同条第四号に掲げる有機質肥料、同条第五号に掲げる副産肥料等、同条第七号に掲げる石灰質肥料、同条第八号に掲げるけい酸質肥料、同条第九号に掲げる苦土質肥料、同条第十号に掲げるマンガン質肥料、同条第十一号に掲げるほう素質肥料又は同条第十二号に掲げる微量要素複合肥料を混合したものとす。

出が不要であるものとする。

17 規則第七条の六第九号の農林水産大臣が指定する混合マンガン肥料は、マンガン質肥料にマンガン質肥料又は苦土肥料を混合したもののうち、植害試験の成績の提出が不要であるものとする。

18 規則第七条の六第十一号の農林水産大臣が指定する混合微量要素肥料は、マンガン質肥料、ほう素質肥料、微量要素複合肥料又は苦土肥料を混合したもののうち、植害試験の成績の提出が不要であるものとする。

附 則

この告示は、肥料取締法の一部を改正する法律（令和元年法律第六十二号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和三年十二月一日）から施行する。

○農林水産省告示第 号

肥料取締法の一部を改正する法律（令和元年法律第六十二号）の一部の施行に伴い、並びに肥料の品質の確保等に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十四号）別表第一号ニ及び第二号の規定に基づき、令和二年十一月五日農林水産省告示第二千百五十九号（肥料の品質の確保等に関する法律施行規則別表第一号ニ及び第二号の規定に基づき、化学的变化により品質が低下するおそれがないものとして農林水産大臣が定める要件を定める件）の一部を次のように改正する。

令和三年 月 日

農林水産大臣 野上浩太郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p>肥料の品質の確保等に関する法律施行規則（以下「規則」という。）別表第一号二及び第二号の農林水産大臣が定める要件は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百一十七号。以下「法」という。）第四条第二項第二号に掲げる普通肥料（以下「指定配合肥料等」という。）（次号に該当するものを除く。）にあつては、当該指定配合肥料等の保証成分量を当該指定配合肥料等の主成分の含有量に基づき保証することとし、かつ、当該指定配合肥料等を生産した日から四週間を経過した日以後に、当該指定配合肥料等の主成分（当該指定配合肥料等の原料として使用した普通肥料において保証されたもの（く溶性りん酸を保証する指定配合肥料等にあつては可溶性りん酸を除き、可溶性りん酸を保証する指定配合肥料等にあつて</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p>肥料の品質の確保等に関する法律施行規則（以下「規則」という。）別表第一号二及び第二号の農林水産大臣が定める要件は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百一十七号。以下「法」という。）第四条第二項第二号に掲げる普通肥料（以下「指定配合肥料等」という。）（次号に該当するものを除く。）にあつては、当該指定配合肥料等の保証成分量を当該指定配合肥料等の主成分の含有量に基づき保証することとし、かつ、当該指定配合肥料等を生産した日から四週間を経過した日以後に、当該指定配合肥料等の主成分（当該指定配合肥料等の原料として使用した普通肥料において保証されたもの（原料として使用した普通肥料においてく溶性りん酸及び可溶性りん酸が保証された当該指定配合肥料等の可溶性りん酸を除</p>

はく溶性りん酸を除き、有効石灰を保証する指定配合肥料等に
あつてはアルカリ分を除く。)に限る。)の含有量が、当該指
定配合肥料等の原料として使用した普通肥料ごとに原料として
使用した普通肥料の保証成分量に原料として使用した普通肥料
の配合割合を乗じて得た値を合算した値(別表第一欄に掲げる
指定配合肥料等にあつては、第二欄に掲げる主成分の含有量と
して第三欄に掲げる値)の百分の八十以上(合算した値が五未
満の場合には百分の五十以上)であることとする。

二 指定配合肥料等(原料として使用した普通肥料において保証
された主成分の非水溶化が生じたものに限る。)にあつては、
次に掲げるものとする。

(一) 当該指定配合肥料等の保証成分量を当該指定配合肥料等の
主成分の含有量に基づき保証すること。

(二) 当該指定配合肥料等を生産した日から四週間を経過した日
以後に、当該指定配合肥料等の非水溶化が生じた主成分(当
該指定配合肥料等の原料として使用した普通肥料において保

く。)に限る。)の含有量が、当該指定配合肥料等の原料とし
て使用した普通肥料ごとに原料として使用した普通肥料の保証
成分量に原料として使用した普通肥料の配合割合を乗じて得た
値を合算した値(別表第一欄に掲げる指定配合肥料等にあつて
は、第二欄に掲げる主成分の含有量として第三欄に掲げる値)
の百分の八十以上(合算した値が五未満の場合には百分の五十
以上)であることとする。

二 指定配合肥料等(原料として使用した普通肥料において保証
された主成分の非水溶化が生じたものに限る。)にあつては、
次に掲げるものとする。

(一) 当該指定配合肥料等の保証成分量を当該指定配合肥料等の
主成分の含有量に基づき保証すること。

(二) 当該指定配合肥料等を生産した日から四週間を経過した日
以後に、当該指定配合肥料等の非水溶化が生じた主成分(当
該指定配合肥料等の原料として使用した普通肥料において保

証されたもの限り、原料として使用した普通肥料において、可溶性りん酸及び可溶性りん酸が保証されたものであつて、可溶性りん酸のみの非水溶化が生じたものの可溶性りん酸を除く。）の含有量が、当該指定配合肥料等を生産した直後の当該成分の含有量の百分の八十以上であること。

(三) 当該指定配合肥料等の(二)に掲げる主成分以外の主成分（当該指定配合肥料等の原料として使用した普通肥料において保証された主成分に限る。）の含有量が前号に規定する要件を満たすこと。

三 法第四条第二項第三号に掲げる普通肥料（以下「特殊肥料等入り指定混合肥料」という。）（次号に該当するもの及び主成分を保証する普通肥料を原料として使用しないものを除く。）にあつては、当該特殊肥料等入り指定混合肥料を生産した日から四週間を経過した日以後に、当該特殊肥料等入り指定混合肥料の主成分（当該特殊肥料等入り指定混合肥料の原料として使用した普通肥料において保証されたもの（可溶性りん酸の含有

証されたもの限り、原料として使用した普通肥料において、可溶性りん酸及び可溶性りん酸が保証されたものであつて、可溶性りん酸のみの非水溶化が生じたものの可溶性りん酸を除く。）の含有量が、当該指定配合肥料等を生産した直後の当該成分の含有量の百分の八十以上であること。

(三) 当該指定配合肥料等の(二)に掲げる主成分以外の主成分（当該指定配合肥料等の原料として使用した普通肥料において保証された主成分に限る。）の含有量が前号に規定する要件を満たすこと。

三 法第四条第二項第三号に掲げる普通肥料（以下「特殊肥料等入り指定混合肥料」という。）（次号に該当するもの及び主成分を保証する普通肥料を原料として使用しないものを除く。）にあつては、当該特殊肥料等入り指定混合肥料を生産した日から四週間を経過した日以後に、当該特殊肥料等入り指定混合肥料の主要な成分（当該特殊肥料等入り指定混合肥料の原料として使用した普通肥料において保証されたもの（原料として使用

量を記載する特殊肥料等入り指定混合肥料にあつては可溶性りん酸を除き、可溶性りん酸の含有量を記載する特殊肥料等入り指定混合肥料にあつては可溶性りん酸を除き、有効石灰の含有量を記載する指定配合肥料等にあつてはアルカリ分を除く。）に限る。）の含有量が、当該特殊肥料等入り指定混合肥料の原料として使用した普通肥料又は特殊肥料ごとに原料として使用した普通肥料の保証成分量若しくは主成分の含有量又は特殊肥料の主成分の含有量（主成分を保証した普通肥料以外の肥料にあつては、法第十八条第一項に規定する保証票（以下単に「保証票」という。）に記載されていない、又は法第二十二條の第二項に掲げる事項（以下「表示事項」という。）として表示されていない主成分の含有量を含む。）に原料として使用した当該肥料の配合割合を乗じて得た値を合算した値（別表第一欄に掲げる特殊肥料等入り指定混合肥料にあつては、第二欄に掲げる主成分の含有量として第三欄に掲げる値）の百分の八十以上（合算した値が五未満の場合には百分の五十以上）であるこ

した普通肥料において可溶性りん酸及び可溶性りん酸が保証された当該特殊肥料等入り指定混合肥料の可溶性りん酸を除く。）に限る。）の含有量が、当該特殊肥料等入り指定混合肥料の原料として使用した普通肥料又は特殊肥料ごとに原料として使用した普通肥料の保証成分量若しくは主成分の含有量又は特殊肥料の主要な成分の含有量（主成分を保証した普通肥料以外の肥料にあつては、法第十八条第一項に規定する保証票（以下単に「保証票」という。）に記載されていない、又は法第二十二條の第二項に掲げる事項（以下「表示事項」という。）として表示されていない主要な成分の含有量を含む。）に原料として使用した当該肥料の配合割合を乗じて得た値を合算した値（別表第一欄に掲げる特殊肥料等入り指定混合肥料にあつては、第二欄に掲げる主要な成分の含有量として第三欄に掲げる値）の百分の八十以上（合算した値が五未満の場合には百分の五十以上）であることとする。

ととする。

四 特殊肥料等入り指定混合肥料（原料として使用した普通肥料において保証された主成分の非水溶化が生じたものに限る。）
にあつては、当該特殊肥料等入り指定混合肥料を生産した日から四週間を経過した日以後に、当該特殊肥料等入り指定混合肥料の非水溶化が生じた主成分（当該特殊肥料等入り指定混合肥料の原料として使用した普通肥料において保証されたもの）に限り、原料として使用した普通肥料においてく溶性りん酸及び可溶性りん酸が保証され、かつ、可溶性りん酸のみの非水溶化が生じた当該特殊肥料等入り指定混合肥料の可溶性りん酸を除く。
。）の含有量が当該特殊肥料等入り指定混合肥料を生産した直後の当該成分の含有量の百分の八十以上であり、かつ、当該特殊肥料等入り指定混合肥料のその他の主成分（当該特殊肥料等入り指定混合肥料の原料として使用した普通肥料において保証されたもの）に限る。）の含有量が前号に規定する要件を満たすこととする。

四 特殊肥料等入り指定混合肥料（原料として使用した普通肥料において保証された主要な成分の非水溶化が生じたものに限る。）
にあつては、当該特殊肥料等入り指定混合肥料を生産した日から四週間を経過した日以後に、当該特殊肥料等入り指定混合肥料の非水溶化が生じた主要な成分（当該特殊肥料等入り指定混合肥料の原料として使用した普通肥料において保証されたもの）に限り、原料として使用した普通肥料においてく溶性りん酸及び可溶性りん酸が保証され、かつ、可溶性りん酸のみの非水溶化が生じた当該特殊肥料等入り指定混合肥料の可溶性りん酸を除く。）の含有量が当該特殊肥料等入り指定混合肥料を生産した直後の当該成分の含有量の百分の八十以上であり、かつ、当該特殊肥料等入り指定混合肥料のその他の主要な成分（当該特殊肥料等入り指定混合肥料の原料として使用した普通肥料において保証されたもの）に限る。）の含有量が前号に規定する要件を満たすこととする。

五 法第四条第二項第四号に掲げる普通肥料（以下「土壤改良資材入り指定混合肥料」という。）（次号に該当するもの及び主成分を保証する普通肥料を原料として使用しないものを除く。）にあつては、当該土壤改良資材入り指定混合肥料を生産した日から四週間を経過した日以後に、当該土壤改良資材入り指定混合肥料の主成分（当該土壤改良資材入り指定混合肥料の原料として使用した普通肥料において保証されたもの（く溶性りん酸の含有量を記載する土壤改良資材入り指定混合肥料にあつては可溶性りん酸を除き、可溶性りん酸の含有量を記載する土壤改良資材入り指定混合肥料にあつてはく溶性りん酸を除き、有効石灰の含有量を記載する土壤改良資材入り指定混合肥料にあつてはアルカリ分を除く。）に限る。）の含有量が、当該土壤改良資材入り指定混合肥料の原料として使用した普通肥料又は特殊肥料ごとに原料として使用した普通肥料の保証成分量若しくは主成分の含有量又は特殊肥料の主成分の含有量（主成分を保証した普通肥料以外の肥料にあつては、保証票に記載されて

五 法第四条第二項第四号に掲げる普通肥料（以下「土壤改良資材入り指定混合肥料」という。）（次号に該当するもの及び主成分を保証する普通肥料を原料として使用しないものを除く。）にあつては、当該土壤改良資材入り指定混合肥料を生産した日から四週間を経過した日以後に、当該土壤改良資材入り指定混合肥料の主要な成分（当該土壤改良資材入り指定混合肥料の原料として使用した普通肥料において保証されたもの（原料として使用した肥料においてく溶性りん酸及び可溶性りん酸が保証された普通肥料の可溶性りん酸を除く。）に限る。）の含有量が、当該土壤改良資材入り指定混合肥料の原料として使用した普通肥料又は特殊肥料ごとに原料として使用した普通肥料の保証成分量若しくは主要な成分の含有量又は特殊肥料の主要な成分の含有量（主成分を保証した普通肥料以外の肥料にあつては、保証票に記載されていない、又は表示事項として表示されていない主要な成分の含有量を含む。）に原料として使用した当該肥料の配合割合を乗じて得た値を合算した値（別表第一欄

いない、又は表示事項として表示されていない主成分の含有量を含む。)に原料として使用した当該肥料の配合割合を乗じて得た値を合算した値(別表第一欄に掲げる土壤改良資材入り指定混合肥料にあつては、第二欄に掲げる主成分の含有量として第三欄に掲げる値)の百分の八十以上(合算した値が五未満の場合には百分の五十以上)であることとする。

六 土壤改良資材入り指定混合肥料(原料として使用した普通肥料において保証された主成分の非水溶化が生じたものに限る。)にあつては、当該土壤改良資材入り指定混合肥料を生産した日から四週間を経過した日以後に、当該土壤改良資材入り指定混合肥料の非水溶化が生じた主成分(当該土壤改良資材入り指定混合肥料の原料として使用した普通肥料において保証されたもの)に限り、原料として使用した普通肥料においてく溶性りん酸及び可溶性りん酸が保証され、かつ、可溶性りん酸のみの非水溶化が生じた当該土壤改良資材入り指定混合肥料の可溶性りん酸を除く。)の含有量が当該土壤改良資材入り指定混合肥料

に掲げる土壤改良資材入り指定混合肥料にあつては、第二欄に掲げる主要な成分の含有量として第三欄に掲げる値)の百分の八十以上(合算した値が五未満の場合には百分の五十以上)であることとする。

六 土壤改良資材入り指定混合肥料(原料として使用した普通肥料において保証された主要な成分の非水溶化が生じたものに限る。)にあつては、当該土壤改良資材入り指定混合肥料を生産した日から四週間を経過した日以後に、当該土壤改良資材入り指定混合肥料の非水溶化が生じた主要な成分(当該土壤改良資材入り指定混合肥料の原料として使用した普通肥料において保証されたもの)に限り、原料として使用した普通肥料においてく溶性りん酸及び可溶性りん酸が保証され、かつ、可溶性りん酸のみの非水溶化が生じた当該土壤改良資材入り指定混合肥料の可溶性りん酸を除く。)の含有量が当該土壤改良資材入り指定

を生産した直後の当該成分の含有量の百分の八十以上であり、かつ、当該土壤改良資材入り指定混合肥料のその他の主成分（当該土壤改良資材入り指定混合肥料の原料として使用した普通肥料において保証されたものに限る。）の含有量が前号に規定する要件を満たすこととする。

附一 この告示に掲げる主成分の定量方法及び量の算出は、独立行政法人農林水産消費安全技術センターが定める肥料等試験法によること。

（削る）

別表

原料として	第一欄	特例告示の別	第二欄	次の(一)、(二)及び(三)（指定配合	第三欄
-------	-----	--------	-----	---------------------	-----

混合肥料を生産した直後の当該成分の含有量の百分の八十以上であり、かつ、当該土壤改良資材入り指定混合肥料のその他の主要な成分（当該土壤改良資材入り指定混合肥料の原料として使用した普通肥料において保証されたものに限る。）の含有量が前号に規定する要件を満たすこととする。

附一 この告示に掲げる主成分及び主要な成分の定量方法及び量の算出は、独立行政法人農林水産消費安全技術センターが定める肥料等試験法によること。

二 肥料の生産業者は、この告示の規定に基づき品質が低下するおそれがないことを確認するために定量し、又は算出した量を示す資料を保管すること。

別表

原料として	第一欄	特例告示の別	第二欄	次の(一)、(二)及び(三)（指定配合	第三欄
-------	-----	--------	-----	---------------------	-----

し書の規定	第九項ただ	書及び同条	八項ただし	第十一条第	律施行規則	に関する法	質の確保等	(肥料の品	百九十九号	省告示第六	日農林水産	年三月十六	昭和五十九	料において	使用した肥		
															表の上欄に掲げる主成分	肥料等にあつては、(一)及び(二)	
(二) 原料として使用した肥料															値	により求めた値を合算した	(一) 原料として使用した肥料のうち特例告示の別表の上欄に掲げる主成分を保證し、又は含有量を記載し、若しくは表示したものとごに当該主成分の保證成分量又は含有量(以下「保證分量等」という。)に当該肥料の配合割合を乗じて得た値を合算する。
の規定に基	項ただし書	書及び第九	八項ただし	第十一条第	律施行規則	に関する法	質の確保等	(肥料の品	百九十九号	省告示第六	日農林水産	年三月十六	昭和五十九	料において	使用した肥		
															は主要な成分	表の上欄に掲げる主成分又は	肥料等にあつては、(一)及び(二)
(二) 原料として使用した肥料															値	により求めた値を合算した	(一) 原料として使用した肥料のうち特例告示の別表の上欄に掲げる主成分又は主要な成分(以下「主成分等」という。)を保證し、又は含有量を記載し、若しくは表示したものとごに当該主成分等の保證分量又は主要な成分の含有量(以下「保證分量等」という。)に当該肥料の配合割合を乗じて得た値を合算する。

に基づき指
定混合肥料
の保証又は
主成分の含
有量の記載
の方法の特
例を定める
件。以下「
特例告示」
という。」
の別表の区
分ごとの上
欄に掲げる
主成分及び
下欄に掲げ
る主成分が

（特例告示の別表の上欄に
掲げる主成分を保証し、又
は含有量を記載し、若しく
は表示したものを除く。）
のうち同表下欄に掲げる主
成分（同表の一の区分の下
欄に掲げる二種類の主成分
を保証し、又は含有量を記
載し、若しくは表示したも
のにあつてはそれぞれの主
成分、同表二、五、七又は
九の区分の下欄に掲げる二
種類の主成分を保証し、又
は含有量を記載し、若しく
は表示したものにあっては
二種類の主成分のうち保証

づき指定混
合肥料の保
証又は主要
な成分の含
有量の記載
の方法の特
例を定める
件。以下「
特例告示」
という。」
の別表の区
分ごとの上
欄に掲げる
主成分及び
下欄に掲げ
る主成分が

（特例告示の別表の上欄に
掲げる主成分等を保証し、
又は含有量を記載し、若し
くは表示したものを除く。
）のうち同表下欄に掲げる
主成分等（同表の一の区分
の下欄に掲げる二種類の主
成分を保証し、又は含有量
を記載し、若しくは表示し
たものにあってはそれぞれ
の主成分等、同表二、五、
七又は九の区分の下欄に掲
げる二種類の主成分等を保
証し、又は含有量を記載し
、若しくは表示したものに
あつては二種類の主成分等

保証された	指定配合肥	料等、特殊	肥料等入り	指定混合肥	料及び土壌	改良資材入	り指定混合	肥料（以下	「指定混合	肥料」とい	う。）（原	料として使	用した肥料	においてく	溶性りん酸
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

成分量等の大きい主成分)	の保証成分量等に当該肥料	の配合割合を乗じて得た値	を合算する。	(三) 原料として使用した肥料	(主成分を保証した普通肥	料及び特例告示の別表の上	欄又は下欄に掲げる主成分	の含有量を記載し、又は表	示した肥料を除く。)のう	ち同表の上欄に掲げる主成	分(同表の二、三若しくは	四の区分の上欄に掲げる主	成分のうち複数の種類の主	成分、同表の五及び六の区	分の上欄に掲げる二種類の
--------------	--------------	--------------	--------	-----------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------

保証された	指定配合肥	料等、特殊	肥料等入り	指定混合肥	料及び土壌	改良資材入	り指定混合	肥料（以下	「指定混合	肥料」とい	う。）（原	料として使	用した肥料	においてく	溶性りん酸
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

のうち保証成分量等の大き	い主成分等)の保証成分量	等に当該肥料の配合割合を	乗じて得た値を合算する。	(三) 原料として使用した肥料	(主成分を保証した普通肥	料及び特例告示の別表の上	欄又は下欄に掲げる主要な	成分の含有量を記載し、又	は表示した肥料を除く。)の	うち同表の上欄に掲げる	主要な成分(同表の二、三	若しくは四の区分の上欄に	掲げる主要な成分のうち複	数の種類の主要な成分、同	表の五及び六の区分の上欄
--------------	--------------	--------------	--------------	-----------------	--------------	--------------	--------------	--------------	---------------	-------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------

及び可溶性	りん酸が保	証されたも	の並びに原	料として使	用した肥料	において保	証された可	溶性りん酸	又は水溶性	りん酸の非	水溶化が生	じたもの（	原料として	使用した普	通肥料にお
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

主成分、同表の七及び八の区分の上欄に掲げる二種類の主成分又は同表の九及び十の区分の上欄に掲げる二種類の主成分を含有するものにあつては、複数の種類の主成分のうち最も含有量の大きい主成分）の含有量に当該肥料の配合割合を乗じて得た値を合算する。

及び可溶性	りん酸が保	証されたも	の並びに原	料として使	用した肥料	において保	証された可	溶性りん酸	又は水溶性	りん酸の非	水溶化が生	じたもの（	原料として	使用した普	通肥料にお
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

に掲げる二種類の主要な成分、同表の七及び八の区分の上欄に掲げる二種類の主要な成分又は同表の九及び十の区分の上欄に掲げる二種類の主要な成分を含有するものにあつては、複数の種類の主要な成分のうち最も含有量の大きい主要な成分）の含有量に当該肥料の配合割合を乗じて得た値を合算する。

いて保証さ	れたりん酸	の主成分が	く溶性りん	酸及び水溶	性りん酸又	はりん酸全	量、く溶性	りん酸及び	水溶性りん	酸に限られ	るもの並び	に原料とし	て使用した	普通肥料に	おいて可溶
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

いて保証さ	れたりん酸	の主成分が	く溶性りん	酸及び水溶	性りん酸又	はりん酸全	量、く溶性	りん酸及び	水溶性りん	酸に限られ	るもの並び	に原料とし	て使用した	普通肥料に	おいて可溶
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

	<p>性りん酸及び水溶性りん酸が保証され、かつ、可溶性りん酸の非水溶化が生じないものを除く。)のく溶性りん酸又は可溶性りん酸についてはこの限りでない。</p>

	<p>性りん酸及び水溶性りん酸が保証され、かつ、可溶性りん酸の非水溶化が生じないものを除く。)のく溶性りん酸又は可溶性りん酸についてはこの限りでない。</p>

原料として	く溶性りん酸	次の(一)、(二)、(三)及び(四)(指定
使用した肥	又は可溶性り	配合肥料等にあつては、(一)、
料において	ん酸のうち指	(二)及び(三)により求めた値を
く溶性りん	定混合肥料に	合算した値
酸及び可溶	において保証さ	(一) 原料として使用した肥料
性りん酸が	れ、又は含有	のうち保証等りん酸を保証
保証された	量が記載され	し、又は含有量を記載した
指定混合肥	るもの(以下	ものごとに保証等りん酸の
料	この表におい	保証成分量等に当該肥料の
	て「保証等り	配合割合を乗じて得た値を
	ん酸」という	合算する。
)	(二) 原料として使用した肥料
		(保証等りん酸を保証し、
		又は含有量を記載したもの
		を除く。)のうち保証等り
		ん酸がく溶性りん酸である

原料として	く溶性りん酸	次の(一)、(二)、(三)及び(四)(指定
使用した肥	料において	配合肥料等にあつては、(一)、
料において	(二)及び(三)	により求めた値を
く溶性りん	合算した値	合算した値
酸及び可溶	(一) 原料として使用した肥料	のうちく溶性りん酸を保証
性りん酸が	れ、又は含有	し、又は含有量を記載した
保証された	ものが	ものごとに当該く溶性りん
指定混合肥	酸の保証成分	量の保証成分等
料	に当該肥料	の配合割合を乗じて得た
	値を合算す	る。
	(二) 原料として使用した肥料	のうち可溶性りん酸を保証
	し、又は含有	量を記載した
	ものごと	に当該く溶性りん
	酸の保証成分	等
	に当該肥	料

ものにあつては可溶性りん酸、保証等りん酸が可溶性りん酸であるものにあつては可溶性りん酸を保証し、又は含有量を記載したものとに保証等りん酸が可溶性りん酸であるものにあつては可溶性りん酸、保証等りん酸が可溶性りん酸であるものにあつては可溶性りん酸、保証等りん酸の保証成分等に当該肥料の配合割合を乗じて得た値を合算する。

(三) 原料として使用した肥料（可溶性りん酸又は可溶性りん酸を保証し、又は含有

料の配合割合を乗じて得た値を合算する。

(三) 原料として使用した肥料（可溶性りん酸又は可溶性りん酸を保証し、又は含有

量を記載したものを除く。

）のうち水溶性りん酸を保証し、又は含有量を記載したものと当該水溶性りん酸の保証成分量等に当該肥料の配合割合を乗じて得た値を合算する。

(四)

原料として使用した肥料（主成分を保証する普通肥料及び可溶性りん酸、可溶性りん酸又は水溶性りん酸の含有量を記載し、又は表示した肥料を除く。）のうち保証等りん酸を含有するものと当該成分の含有量に当該肥料の配合割合を

量を記載したものを除く。

）のうち水溶性りん酸を保証し、又は含有量を記載したものと当該水溶性りん酸の保証成分量等に当該肥料の配合割合を乗じて得た値を合算する。

(四)

原料として使用した肥料（主成分を保証する普通肥料及び可溶性りん酸、可溶性りん酸又は水溶性りん酸（この号において「可溶性りん酸等」という。）の含有量を記載し、又は表示した肥料を除く。）のうち可溶性りん酸等（可溶性りん酸等）

<p>土肥料又は 料、炭酸苦 酸化苦土肥 る肥料に水 又は含有す を保証し、</p>	
<p>アルカリ分</p>	
<p>次の(一)及び(二)により求めた値 を合算した値 (一) 原料として使用した肥料 のうちアルカリ分を保証し 、又は含有量を記載したも のごとに当該アルカリ分の 保証成分量等に当該肥料の</p>	<p>乗じて得た値を合算する。</p>

<p>土肥料又は 料、炭酸苦 酸化苦土肥 る肥料に水 又は含有す を保証し、</p>	
<p>アルカリ分</p>	
<p>次の(一)、(二)、(三)及び(四)により 求めた値を合算した値 (一) 原料として使用した肥料 のうちアルカリ分を保証し 、又は含有量を記載したも のごとに当該アルカリ分の 保証成分量等に当該肥料の</p>	<p>酸等のうち複数の種類の成 分を含有する肥料にあつて は、く溶性りん酸等のうち 最も含有量の大きいもの を含有するものごと当該 成分の含有量に当該肥料の 配合割合を乗じて得た値を 合算する。</p>

副産肥料（
専ら苦土含
有物を原料
として使用
したもので
あつて、
溶性苦土又
は可溶性苦
土を保証し
、アルカリ
分を保証し
ないものに
限る。以下
この号にお
いて同じ。
）を配合し

配合割合を乗じて得た値を
合算する。

（削る）

（削る）

副産苦土肥
料を配合し
た指定混合
肥料

配合割合を乗じて得た値を
合算する。

（二）

水酸化苦土肥料を原料と
して使用した場合には、当
該肥料ごとに当該肥料のく
溶性苦土の保証分量に当
該肥料の配合割合を乗じて
得た値を合算した値に一・三
九を乗ずる。

（三）

炭酸苦土肥料を原料とし
て使用した場合には、当該
肥料ごとに当該肥料のく溶
性苦土の保証分量に当該
肥料の配合割合を乗じて得
た値を合算した値に一・三
九を乗ずる。

<p>た指定混合 肥料</p>	
<p>(二) 可溶性苦土又は可溶性苦土を保證する肥料（アルカリ分を保證する肥料を除く。）を原料として使用した場合には、当該肥料ごとに当該肥料の当該主成分（可溶性苦土及び可溶性苦土を保證する場合には、可溶性苦土）の保證分量に当該肥料の配合割合を乗じて得た値を合算した値に一・三九を乗ずる。</p>	
<p>(四) 可溶性苦土又は可溶性苦土を保證する肥料を原料として使用した場合には、当該肥料ごとに当該肥料の当該成分（可溶性苦土及び可溶性苦土を保證する場合には、可溶性苦土）の保證分量に当該肥料の配合割合を乗じて得た値を合算した値に一・三九を乗ずる。</p>	

附 則

1 この告示は、肥料取締法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和三年十月一日）から施行する。

2 この告示の施行の際現に肥料取締法の一部を改正する法律による改正前の肥料取締法第四条各項の規定による登録を受けている普通肥料であつて、肥料の品質の確保等に関する法律第四条第二項第二号から第四号までに掲げる普通肥料に使用されるものに係るこの告示による改正後の令和二年十一月五日農林水産省告示第二千五百五十九号（肥料の品質の確保等に関する法律施行規則別表第一号二及び第二号の規定に基づき、化学的変化により品質が低下するおそれがないものとして農林水産大臣が定める要件を定める件）別表アルカリ分を保証し、又は含有する肥料に水酸化苦土肥料、炭酸苦土肥料又は副産肥料（専ら苦土含有物を原料として使用したものであつて、く溶性苦土又は可溶性苦土を保証し、アルカリ分を保証しないものに限る。以下この号において同じ。）を配合した指定混合肥料の項の規定の適用については、原料として使用する普通肥料がその登録の更新を受けるまでは、なお従前の例による。

○農林水産省告示第 号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第二十一条第一項第一号及び第二号（同法第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、普通肥料の表示の基準を次のように定める。

令和三年 月 日

農林水産大臣 野上浩太郎

第1 表示すべき事項

肥料の品質の確保等に関する法律（以下「法」という。）第二十一条第一項第一号（法第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。）の施用若しくは保管上の注意事項として表示すべき事項又は原料の使用割合その他その品質若しくは効果を明確にするために表示すべき事項（以下「表示事項」という。）は、次のとおりとする。

表示すべき普通肥料	表示事項
1 石灰窒素が原料として使用された普通肥料（原料が石灰窒素に限られたもの及び化学的操作を加えたものを除く。）	<div data-bbox="363 1144 646 2078" style="border: 1px solid black; padding: 10px;">この肥料には、石灰窒素が入っていますから、施用後24時間以内は飲酒しないで下さい。</div>

<p>2 たばこくずが原料として使用された普通肥料</p>	<p>この肥料には、たばこくず（粉末）が入っていますから、桑園又はその付近において使用すると、桑の葉にニコチンが吸収されて、蚕に害を与えることがあります。</p>
<p>3 土壌中における硝酸化成を抑制する材料が使用された尿素、液状肥料又は家庭園芸用複合肥料</p>	<p>この肥料には、硝酸化成抑制材が入っていますから、葉面散布用には使用しないで下さい。</p>
<p>4 チオ硫酸アンモニウムが原料として使用され</p>	

<p>た液状肥料</p>	<p>この肥料には、チオ硫酸アンモニウムが入っていますから、過剰施用に注意するとともに、施用後一週間以内は播種しないで下さい。</p>
<p>5 動物由来たん白質（飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第1の2の（1）に定める動物由来たん白質であって、同（1）の表の第2欄に定める確認済ゼラチン等以外のものをいう。以下同じ。）が原料として使用された普通肥料（6に掲げるものを除く。）</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>この肥料には、動物由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用して下さい。</p> </div> <p>（注） 動物由来たん白質の次に（ ）を付し、（ ）の中にその由来する動物種を記載することができる。</p>

記載例

この肥料には、動物由来たん白質（豚に由来するもの）が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用して下さい。

6 動物由来たん白質が原料として使用された普通肥料のうち、牛、めん羊又は山羊に由来する動物由来たん白質が原料として使用されたもの又は原料事情等により使用する場合があるもの

この肥料には、牛等由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管
・使用し、家畜等に与えたり、牧草地等に施用したりしないで下さい。

(注) 牛等由来たん白質の次に()を付し、()の中にその由来する動物種を記載することができる。

記載例

この肥料には、牛等由来たん白質（牛又は豚に由来するもの）が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用し、家畜等に与えたり、牧草地等に施用したりしないで下さい。

法第二十一条第一項第二号（法第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。）の表示の方法その他表示事項の表示に際して生産業者、輸入業者又は販売業者が遵守すべき事項は、次のとおりとする。

1 普通肥料の生産業者（法第三十三条の二第一項の規定による登録又は仮登録を受けた者を除く。）、輸入業者（法第三十三条の二第一項の規定による登録又は仮登録を受けた普通肥料の輸入業者を含む。

）又は販売業者は、次のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その生産、輸入又は販売に係る普通肥料の容器又は包装の外部（容器及び包装を用いないものにあつては、各荷口又は各個。以下同じ。）に表示事項を表示しなければならない。

- (1) 当該肥料を生産し、又は輸入したとき
- (2) 当該肥料の容器若しくは包装を変更したとき、又は容器若しくは包装のない当該肥料を容器に入れ、若しくは包装したとき
- (3) 当該肥料が自己の所有又は管理に属している間に、当該表示が滅失し、又はその記載が不明となったとき
- (4) 輸入業者又は販売業者にあつては、当該表示事項が表示されていないか、又は当該表示事項が不

明となった肥料の引渡しを受けたとき

2 表示事項の表示は、容器又は包装を用いる場合にあつては、その外部の見やすい場所に、貼り付け、縫い付け、針金、麻糸等で縛り付け、その他容器又は包装から容易に離れない方法で付し、容器及び包装を用いない場合にあつては、その見やすい場所に付さなければならぬ。

3 表示に用いる文字及び数字の色、大きさ等は、次に定めるところによらなければならない。

(1) 表示に用いる文字及び数字の色は、背景の色と対照的な色とすること。

(2) 表示に用いる文字及び数字は、日本産業規格 Z 8305 に規定する 8 ポイント以上の大きさとし、かつ、消費者の見やすい書体とすること。ただし、肥料の正味重量が 6 キログラム未満の場合には、文字及び数字の大きさは、適宜とする。

附 則

1 この告示は、肥料取締法の一部を改正する法律（令和元年法律第六十二号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和三年十二月一日）から施行する。

2 昭和五十九年三月十六日農林水産省告示第七百一号（肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第十九条の二第一項の規定に基づき表示を要する普通肥料及びその表示事項を定める件）は、廃止する。

3 この告示の施行の際現に肥料取締法の一部を改正する法律による改正前の法第四条第一項若しくは第二項、第五条若しくは第三十三条の二第一項の規定による登録又は仮登録を受け、又は同法第十六条の二第一項若しくは第二項の規定による届出がされた普通肥料の表示については、当分の間、第二に規定する文字及び数字の色、大きさ等によらないことができる。

○農林水産省告示第 号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第二十二條の三第三項の規定に基づき、消費者の利益に資するため特に表示の適正化を図る必要があるものとして農林水産大臣が定める表示事項又は遵守事項を次のように定める。

令和三年 月 日

農林水産大臣 野上浩太郎

肥料の品質の確保等に関する法律第二十二條の三第三項の消費者の利益に資するため特に表示の適正化を図る必要があるものとして農林水産大臣が定める表示事項又は遵守事項は、次に掲げるものとする。

一 令和三年 月 日農林水産省告示第 号（肥料の品質の確保等に関する法律第二十一條第一

項第一号及び第二号の規定に基づき普通肥料の表示の基準を定める件）第一に定める表示事項及び同告示第二に定める遵守事項

二 平成十二年八月三十一日農林水産省告示第一千百六十三号（特殊肥料の品質表示基準を定める件）第二の一の（七）のウに定める事項

附 則

この告示は、肥料取締法の一部を改正する法律（令和元年法律第六十二号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和三年十二月一日）から施行する。

○農林水産省告示第 号

肥料の品質の確保等に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十四号）第一条の規定に基づき、原料の範囲を限定しなければ品質の確保が困難な肥料から除くものを次のように指定する。

令和三年 月 日

農林水産大臣 野上浩太郎

農林水産大臣が指定するものは、次の表の上欄に掲げるものについて、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

区分	農林水産大臣の指定するもの
液状肥料	専ら肥料（混合汚泥複合肥料及び肥料の品質の確保等に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第一条の二各号に掲げる普通肥料を除く。）を原料として使用したもの

<p>吸着複合肥料</p>	<p>専ら肥料（混合汚泥複合肥料及び規則第一条の二各号に掲げる普通肥料を除く。）を原料として使用したもの</p>
<p>家庭園芸用複合肥料</p>	<p>専ら肥料（混合汚泥複合肥料及び規則第一条の二各号に掲げる普通肥料を除く。）を原料として使用したもの</p>
<p>化成肥料</p>	<p>次の各号のいずれかに該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 化学的操作を加えていないもの 二 専ら肥料（混合汚泥複合肥料及び規則第一条の二各号に掲げる普通肥料を除く。）を原料として使用し、これに化学的操作を加えたもの

附 則

この告示は、肥料取締法の一部を改正する法律（令和元年法律第六十二号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和三年十二月一日）から施行する。

○農林水産省告示第 号

肥料の品質の確保等に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十四号）第十一条第八項第三号の規定に基づき、農林水産大臣の指定する有効石灰、有効苦土、有効けい酸、有効マンガン、有効ほう素及び有効硫黄を次のように指定する。

令和三年 月 日

農林水産大臣 野上浩太郎

<p>肥料の品質の確保等に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第十一条第八項第三号ニの農林水産大臣の指定する有効石灰</p>	<p>可溶性石灰</p>
<p>規則第十一条第八項第三号ニの農林水産</p>	<p>可溶性苦土</p>

<p>大臣の指定する有効苦土</p>	<p>規則第十一条第八項第三号ホの農林水産 大臣の指定する有効石灰</p>	<p>規則第十一条第八項第三号への農林水産 大臣の指定する有効けい酸</p>	<p>規則第十一条第八項第三号トの農林水産 大臣の指定する有効苦土</p>	<p>規則第十一条第八項第三号チの農林水産</p>
	<p>可溶性石灰、く溶性石灰、水溶性石灰</p>	<p>可溶性けい酸、水溶性けい酸</p>	<p>可溶性苦土、く溶性苦土、水溶性苦土</p>	<p>可溶性マンガン、く溶性マンガン、水溶性マンガン</p>

大臣の指定する有効マンガ	
規則第十一条第八項第三号りの農林水産大臣の指定する有効ほう素	く溶性ほう素、水溶性ほう素
規則第十一条第八項第三号又の農林水産大臣の指定する有効硫黄	可溶性硫黄

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、肥料取締法の一部を改正する法律（令和元年法律第六十二号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和三年十二月一日）から施行する。

（肥料の品質の確保等に関する法律施行令第二条の規定に基づき農林水産大臣の指定する有効石灰等を指

定する件の廃止)

2 昭和五十九年三月十六日農林水産省告示第六百九十五号(肥料の品質の確保等に関する法律施行令第二
条の規定に基づき農林水産大臣の指定する有効石灰等を指定する件)は、廃止する。